

がけ地の近くにお住まいの皆様へ（瀬谷区）

## ～土砂災害に備えていただくために～

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

## ●基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

○県では地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、瀬谷区の調査結果を令和8年7月末に公表します。

○基礎調査結果（区域図(案)）は、県ホームページ神奈川県土砂災害情報ポータルや、横浜川崎治水事務所、県庁砂防課、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口で、閲覧することができます。

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

で検索



○土砂災害防止法の概要、区域指定の見直し、土地利用の制限などに関する資料については、横浜川崎治水事務所の所属ホームページをご覧ください。

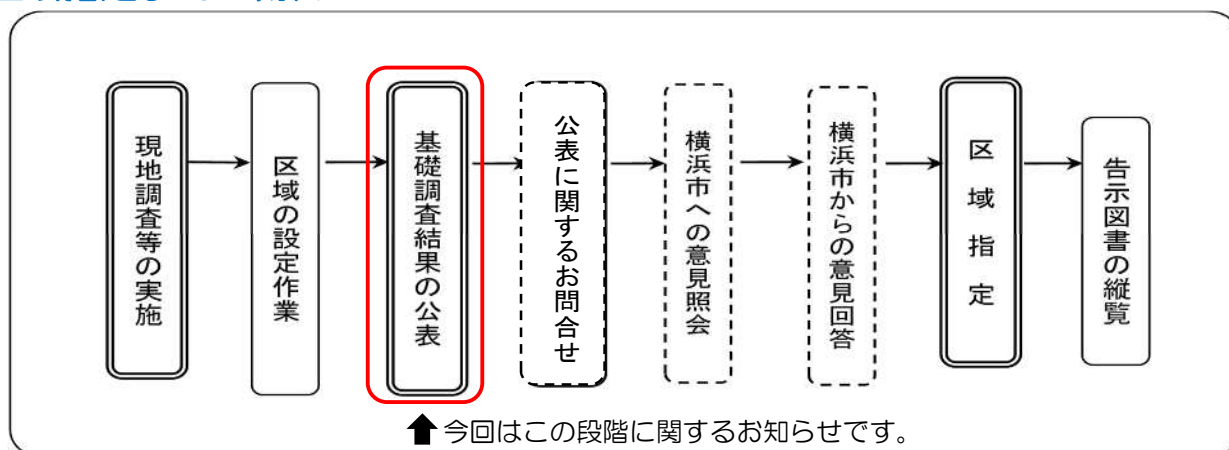
横浜川崎治水事務所 土砂災害に備えています

検索

で検索



## ●区域指定までの流れ



## ●問合せ先

神奈川県 横浜川崎治水事務所 工務部 急傾斜地第一課  
電話：045-411-2520 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



# 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

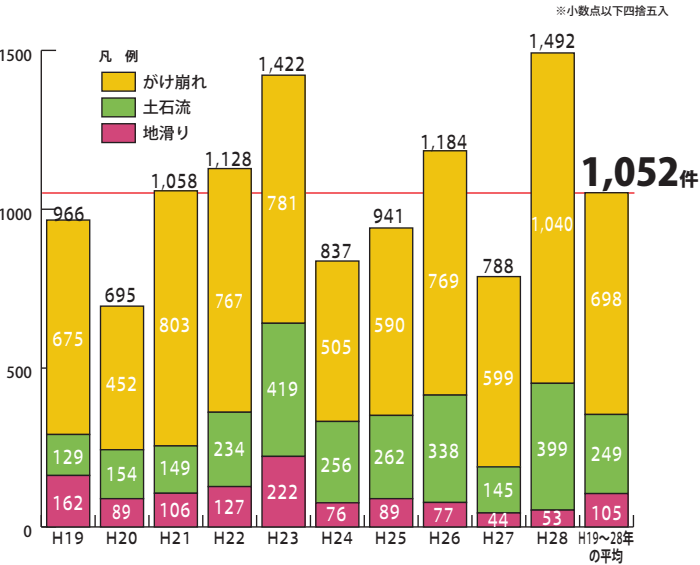
発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会



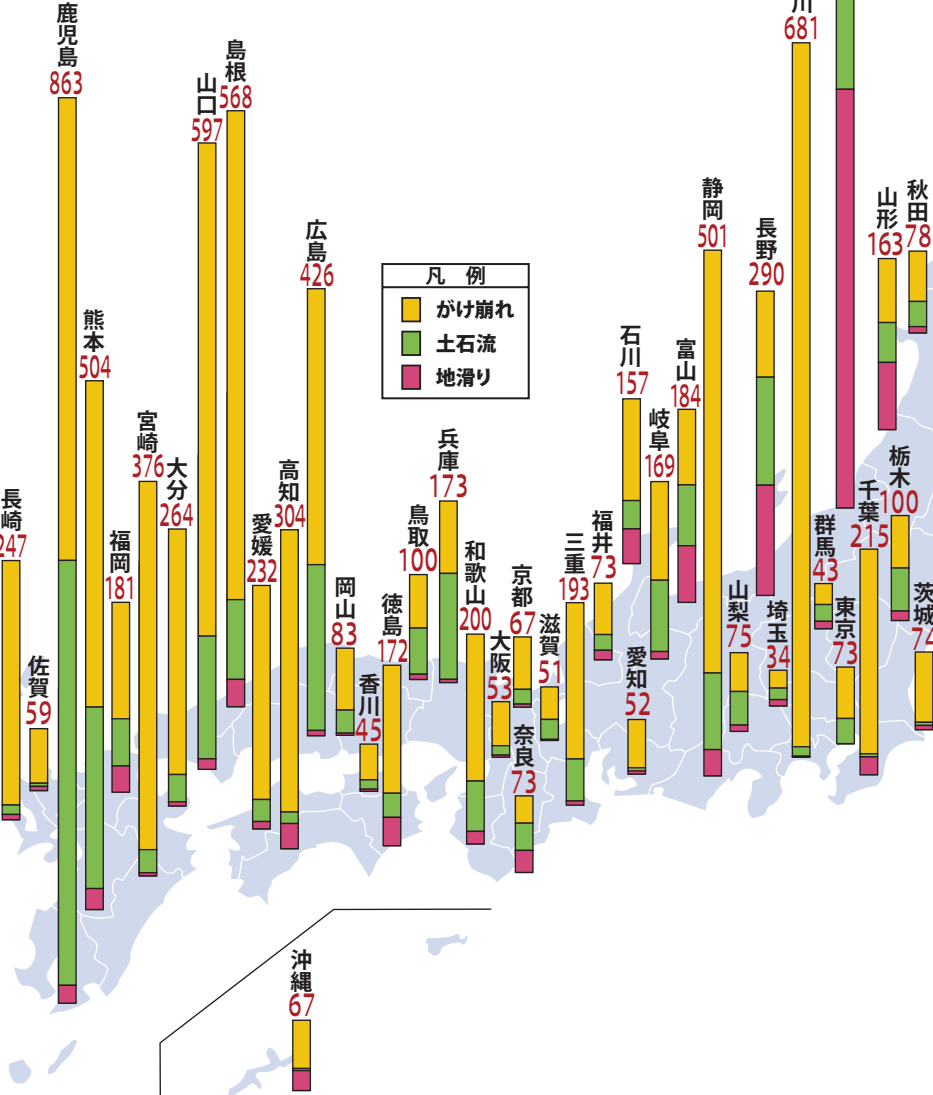
# 近年の土砂災害発生状況

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数（平成19年～28年）

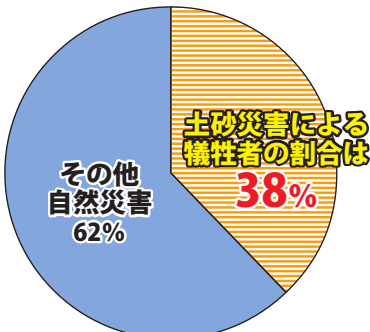


■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況（平成19年～28年）



| 都道府県 | がけ崩れ  | 土石流   | 地滑り   | 合計     |
|------|-------|-------|-------|--------|
| 北海道  | 129   | 53    | 10    | 192    |
| 青森県  | 51    | 5     | 3     | 59     |
| 岩手県  | 65    | 196   | 2     | 263    |
| 宮城県  | 62    | 31    | 10    | 103    |
| 秋田県  | 48    | 24    | 6     | 78     |
| 山形県  | 61    | 38    | 64    | 163    |
| 福島県  | 172   | 75    | 14    | 261    |
| 茨城県  | 67    | 3     | 4     | 74     |
| 栃木県  | 50    | 41    | 9     | 100    |
| 群馬県  | 20    | 16    | 7     | 43     |
| 埼玉県  | 17    | 11    | 6     | 34     |
| 千葉県  | 195   | 3     | 17    | 215    |
| 東京都  | 49    | 24    | 0     | 73     |
| 神奈川県 | 671   | 9     | 1     | 681    |
| 山梨県  | 37    | 32    | 6     | 75     |
| 長野県  | 82    | 103   | 105   | 290    |
| 新潟県  | 220   | 154   | 399   | 773    |
| 富山県  | 72    | 58    | 54    | 184    |
| 石川県  | 97    | 27    | 33    | 157    |
| 岐阜県  | 94    | 68    | 7     | 169    |
| 静岡県  | 403   | 73    | 25    | 501    |
| 愛知県  | 46    | 3     | 3     | 52     |
| 三重県  | 149   | 40    | 4     | 193    |
| 福井県  | 49    | 15    | 9     | 73     |
| 滋賀県  | 31    | 19    | 1     | 51     |
| 京都府  | 50    | 14    | 3     | 67     |
| 大阪府  | 42    | 9     | 2     | 53     |
| 兵庫県  | 69    | 101   | 3     | 173    |
| 奈良県  | 26    | 26    | 21    | 73     |
| 和歌山県 | 140   | 48    | 12    | 200    |
| 鳥取県  | 51    | 44    | 5     | 100    |
| 島根県  | 466   | 76    | 26    | 568    |
| 岡山県  | 59    | 22    | 2     | 83     |
| 広島県  | 263   | 158   | 5     | 426    |
| 山口県  | 470   | 117   | 10    | 597    |
| 徳島県  | 122   | 23    | 27    | 172    |
| 香川県  | 34    | 9     | 2     | 45     |
| 愛媛県  | 204   | 21    | 7     | 232    |
| 高知県  | 269   | 11    | 24    | 304    |
| 福岡県  | 111   | 45    | 25    | 181    |
| 佐賀県  | 52    | 3     | 4     | 59     |
| 長崎県  | 233   | 9     | 5     | 247    |
| 熊本県  | 311   | 173   | 20    | 504    |
| 大分県  | 234   | 26    | 4     | 264    |
| 宮崎県  | 351   | 22    | 3     | 376    |
| 鹿児島県 | 441   | 405   | 17    | 863    |
| 沖縄県  | 46    | 2     | 19    | 67     |
| 合計   | 6,981 | 2,485 | 1,045 | 10,511 |

昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く  
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

# 土砂災害防止法の概要

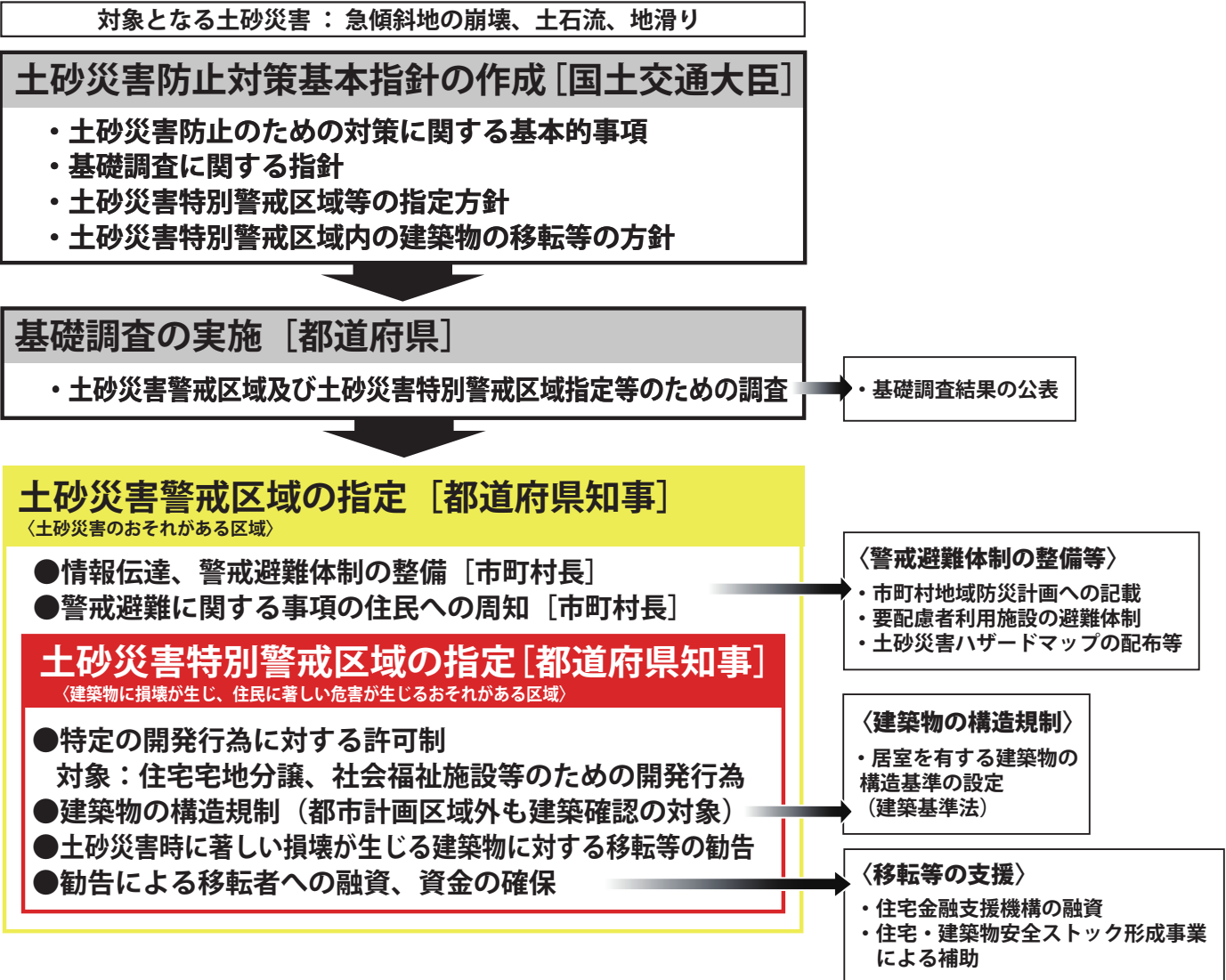
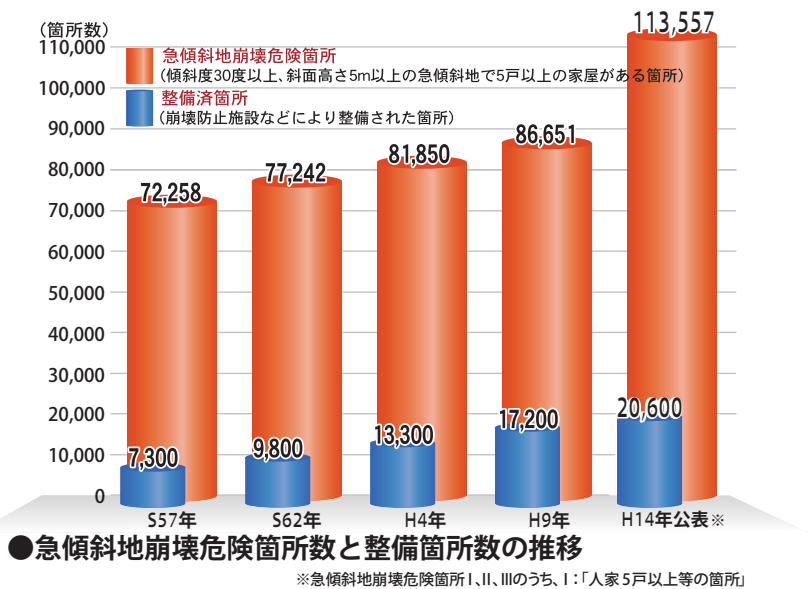
（『土砂災害防止法』とは） 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

## 「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。





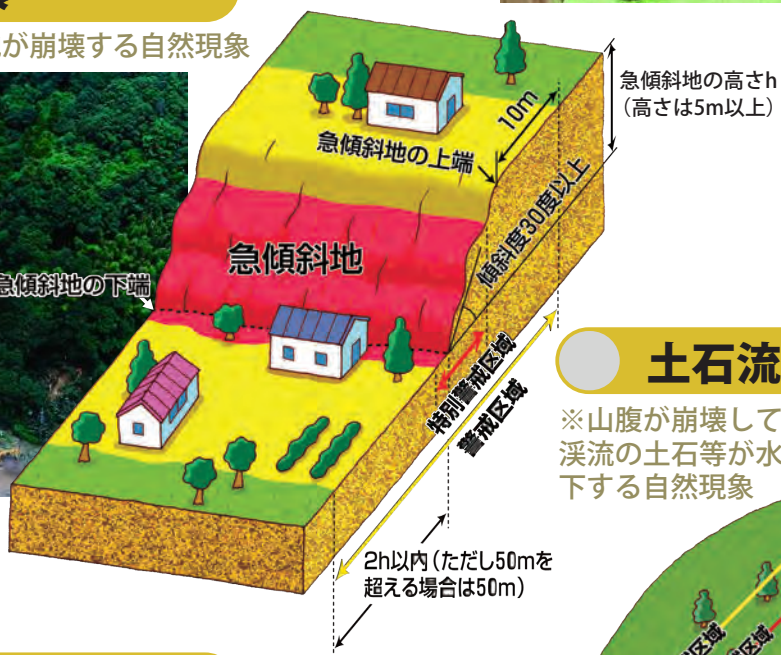
## 基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



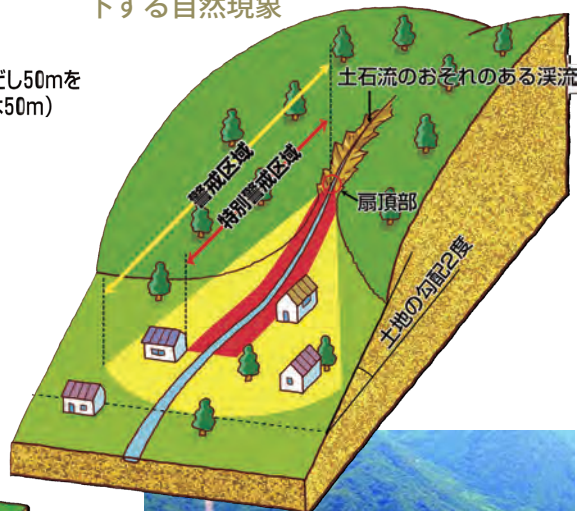
### 急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



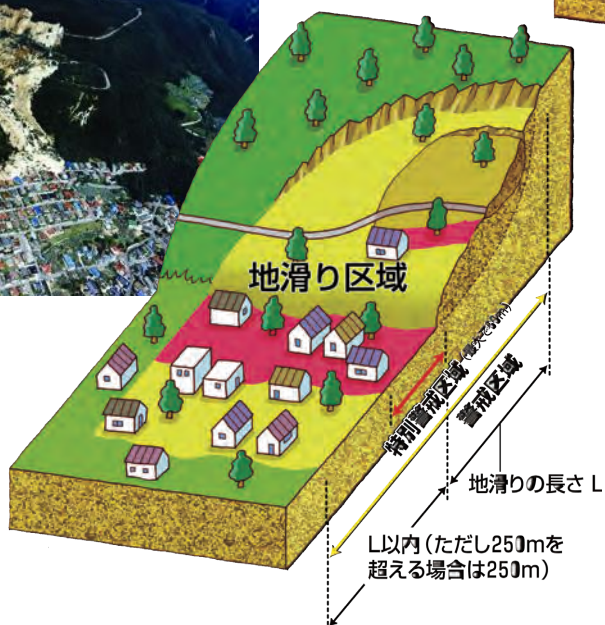
### 土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



### 地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象





## 区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

### 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

#### ■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

#### ■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

#### ■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

### 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

特別警戒区域ではさらに

## 土砂災害警戒区域

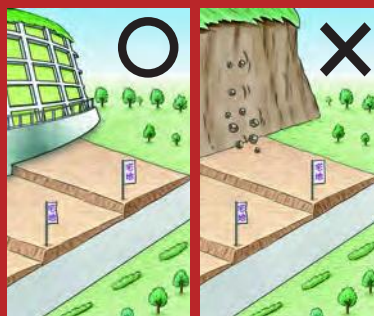
土砂災害のおそれがある区域



**警戒避難体制の整備**  
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。  
【市町村】

## 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



**特定の開発行為に対する許可制**  
住宅用地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。  
【都道府県】



**建築物の構造規制**  
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であることについて建築確認がされます。  
【建築主事を置く地方公共団体等】



**建築物の移転勧告**  
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。  
【都道府県】

## 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

### 1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

### 2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

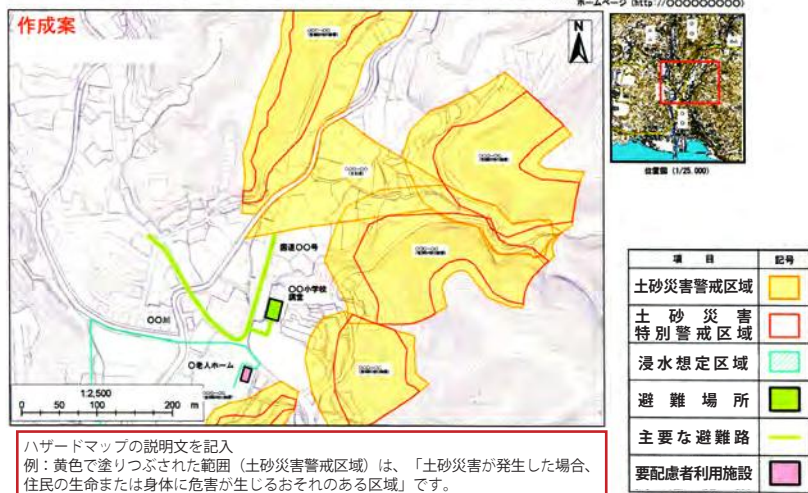
警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

### 3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。

〇〇市〇〇町〇〇地区 土砂災害ハザードマップ



### 4. 宅地建物取引における措置

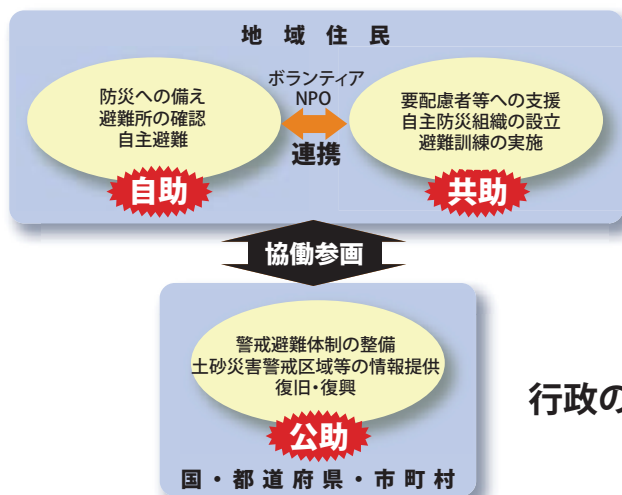
警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

#### 土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で  
土砂災害による人的被害をゼロに。







## 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

### 1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

### 2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要になります。

### 3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

#### ①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

#### ②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

### 4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

# 土砂災害防止法のあゆみ



## ◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。  
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

## ◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
- 4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する  
附帯決議可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

## ◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）  
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

## ◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

## ◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布  
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

## ◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

## ◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

## ◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布  
（平成23年 政令第10号）
- 4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
- 5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行  
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化  
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

## ◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
- 11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年法律第109号）

## ◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第 6 号）
- 1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第 2 号）  
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
- 1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行  
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

## ◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

## ◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
- 5月19日 「水防法等\*の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
- 6月14日 「水防法等\*の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
- 6月19日 「水防法等\*の一部を改正する法律」施行  
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け  
※土砂災害防止法を含む
- 8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）





## 横浜グリーンエキスポにおける「レッツグリーンアクション」及び 「球根ミックス花壇づくり」の募集等について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

横浜グリーンエキスポについて、環境に関するワークショップ等を行う「レッツグリーンアクション」の企画募集及び市内の5会場で同時に球根を植える「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集を開始します。また、民間施設や公共施設等で「機運醸成ステッカー」の掲出を開始しますので、お知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 「レッツグリーンアクション」の企画募集について

#### (1) 概要

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体・個人等の皆様から、横浜グリーンエキスポの会場で実施いただく環境に関するワークショップ等を募集します。

#### (2) 募集する企画例

ワークショップ、体験型展示、園芸教室、創作体験 など

#### (3) 対象・組数

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体、個人、企業、学校等 100 組程度

#### (4) 募集期間

令和8年7月21日（火）～9月4日（金）

#### (5) 申込方法

インターネットの応募フォーム

(<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>)

#### (6) お問い合わせ先

「環共」プログラム事務局

〔電話〕 03-6268-8676 ※受付時間：平日・午前9時～午後5時30分

〔メール〕 [info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp](mailto:info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp)



#### 4 「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集について

##### (1) 概要

市民参加による花壇づくりを通して、市民の皆様とともにつくる横浜市出展を目指します。

ギネス記録に挑戦し、横浜グリーンエキスポの開催に向けた機運醸成を図るため、花壇づくりへの参加者を募集します。

##### (2) 募集人数

2,100 名

##### (3) 募集期間

令和8年7月27日（月）～10月9日（金）

##### (4) 申込方法

詳細はホームページを確認いただき、応募をお願いいたします。

(<https://yokohama-field-greenexpo2027.city.yokohama.lg.jp/event/>)



#### 5 「機運醸成ステッカー」の掲出について

地域や企業の皆様の協力を得ながら、まち全体でエキスポへの期待感や応援ムード、盛り上がりを醸成するため、市民や来街者など多くの方々が訪れる民間施設等に8月頃から順次配付し、掲出いただく予定です。



#### 6 送付資料

- ・「レッツグリーンアクション」募集チラシ
- ・「球根ミックス花壇づくり」募集チラシ

仕様： 11cm × 11cm 両面シール  
製作枚数： 10万枚  
掲出期間： 令和8年8月上旬～  
横浜グリーンエキスポの終了日  
(令和9年9月26日) まで

##### 3について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担当 藤原、木下  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール [da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp](mailto:da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp)

##### 4について

みどり環境局戦略企画課  
担当 野本  
電話 045-671-2032 /FAX 045-550-4093  
メール [mk-expo-ryokukasai@city.yokohama.lg.jp](mailto:mk-expo-ryokukasai@city.yokohama.lg.jp)

##### 5について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担当 西尾、雨宮  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール [da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp](mailto:da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp)

# GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

## 地球と共に「環共」プログラム



公式マスコットキャラクター  
トウントウンク

企画募集!

# レッツ グリーンアクション

あなたの環境への取組をEXPO来場者につなげよう!

企画募集期間 2026年 7月21日(火)～9月4日(金) 17時まで

ワークショップや体験型展示等を通じて、  
来場者に環境に対する"活動"や"想い"を伝え、  
横浜グリーンエキスポから環境活動に  
取り組む人々の輪を広げる企画を募集します。

エコ  
ワークショップ



フィールド  
ワーク



ロスフラワー  
アート



環境教育  
ワークショップ



園芸教室





# レッツグリーンアクション

## 募集概要

### 募集する企画例

ワークショップ、  
体験型展示、  
園芸教室、創作体験等

### 対象

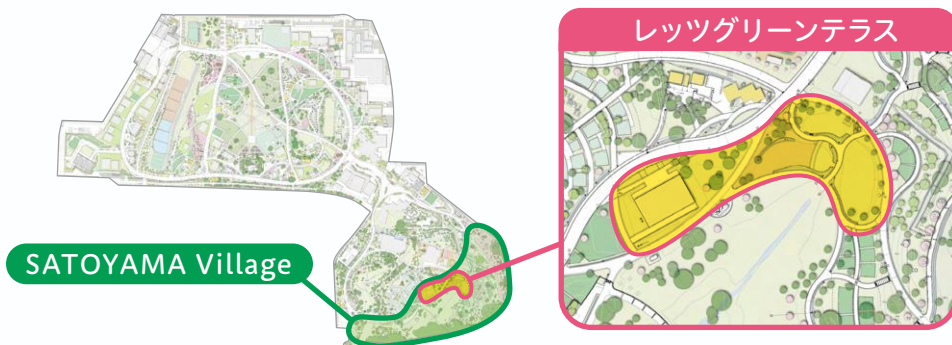
環境活動を行っている又は環境活動を始めたい  
団体、個人、企業、学校等  
応募組数:100組程度

### 応募方法

応募フォームからエントリー 詳細はウェブページをご覧ください。  
※ウェブページに記載している募集要項等を必ずご確認の上、ご応募ください。

### 活動する場所

SATOYAMA Village 内「レッツグリーンテラス」



©Expo 2027



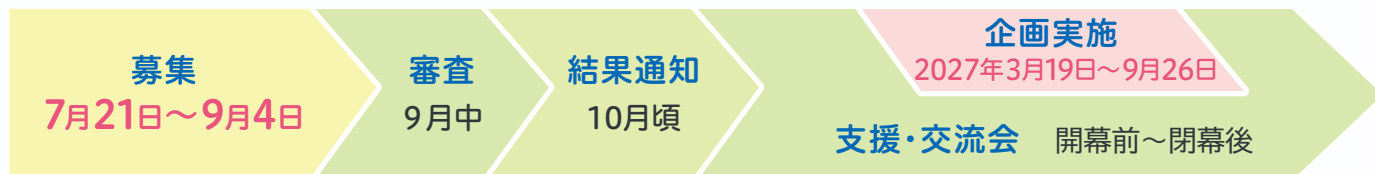
公式マスコットキャラクター  
トゥンクトゥンク

## 募集説明会

| 日付       | 時間          | 場所                              |
|----------|-------------|---------------------------------|
| 7月28日(火) | 19:00～20:00 | 象の鼻テラス(神奈川県横浜市中区海岸通1丁目)         |
| 8月1日(土)  | 14:00～15:00 | 神奈川県厚木合同庁舎(神奈川県厚木市水引2丁目3-1)     |
| 8月8日(土)  | 14:00～15:00 | 品川インターシティホール会議室(東京都港区港南2丁目15-4) |

※終了時刻は見込みです。 ※事前の申込みが必要です。詳細はウェブページをご覧ください。  
※企画応募にあたっては、募集説明会の参加は必須ではありません。

## スケジュール(予定)



詳細・応募はこちらから

レッツグリーンアクション 検索

<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>

問合せ先 「環共」プログラム事務局

TEL 03-6268-8676

E-mail [info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp](mailto:info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp)

受付時間 9:00～17:30(土日、祝日を除く) ※7月13日受付開始予定

## 2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26

International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan  
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027

主催

GREEN×EXPO協会

(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)



OFFICIAL  
CHALLENGE



© Expo 2027

GREEN×EXPO 2027  
公式マスコットキャラクター  
トゥンクトゥンク



# 横浜グリーンエキスポ 連携イベント ギネス世界記録®に挑戦！ 球根ミックス花壇づくりで仲間になろう！

挑戦内容

同時に球根を植えた最多人数(複数会場)

本挑戦記録におけるオンラインによる同時中継での挑戦は世界"初"の挑戦記録となる予定です

開催日

2026年  
11月14日(土)

募集期間

2026年  
7月27日(月)～10月9日(金)まで



←[応募はコチラから]  
詳細はホームページをご確認ください

横浜市民活動フィールド



# 球根ミックス花壇とは？

2017年の全国都市緑化よこはまフェアに合わせ、山下公園で始まった花壇づくりです。現在は市内各所の公園で実践されています。チューリップやスイセン、ムスカリなどの春咲き球根を混ぜて植えることで、開花時期の異なる花が次々に咲き、長く楽しめるのが特徴です。時期ごとに異なる景色を楽しめます。

## ギネス世界記録への挑戦内容・参加資格

横浜グリーンエキスポ会場を中心に、横浜公園・新横浜公園・金沢自然公園・反町公園をオンライン中継でつなぎ、一斉に球根を植える人数でギネス世界記録に挑戦します。



### 参加資格

グリーンエキスポ会場  
横浜公園／金沢自然公園／反町公園

小学5年生以上・横浜市内に  
在住、在学、在勤の方

新横浜公園

小学5年生以上、  
市外からのご参加も可能

いよいよ、「横浜グリーンエキスポ」の開幕が近づいてまいりました。市民の皆様一人ひとりの参加によって作りあげるこのエキスポが、環境への意識や行動を見つめ直すきっかけとなり、心に残り続ける万博となるよう、ともに歩んでいきたいと思ひます。

その大きな一歩となるのが、今回の花壇づくりです。上瀬谷のグリーンエキスポ会場をはじめ、市内5会場をオンラインで結び、一斉に球根を植え、ギネス世界記録に挑戦します。同じ時期に、同じ思いで植えられた球根は、来春、エキスポ会場を彩る花の風景へとつながっていきます。自らの手で万博の景色づくりに関わることのできる、またとない機会です。

ぜひご家族やご友人とともにご参加いただき、この日ならではの特別な体験を共有しながら、「横浜グリーンエキスポ」をともに創り上げてまいりましょう。皆様のご参加を心よりお待ちしております。



横浜市長 山中 竹春

このチラシに関するお問合せ：横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局  
E-mail: mk-yokohama-field@city.yokohama.lg.jp

主催：横浜市、GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市市民活動フィールド実行委員会  
共催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
公益財団法人横浜市スポーツ協会



©EXPO 2027



八王子街道道路改良工事に伴う  
新設交差点の供用及び上川井第二歩道橋の撤去  
について【情報提供】

令和8年5月区連会 資料3-1抜粋

区連会 7月説明資料  
令和8年7月16日  
脱炭素・GREEN×EXPO推進局  
上瀬谷整備推進課

位置図

(1)「目黒交番前交差点橋りょう架設工事」  
R8年6月～7月



(2)ア「上川井 IC 通行止め」R8 年夏頃～

7/13～11/上旬  
施工中



(2)イ「(仮称)五貫目交差点新設(信号設置)」R8 年夏頃～  
「上川井第二歩道橋撤去」 R8 年夏頃～



【上川井第二歩道橋】

今回説明

裏面あり

平面図



工事のステップ

令和8年8月上旬 (仮称)五貫目交差点の供用開始  
【新設(信号設置)】

9月上旬 桜山バス停(西行き)【移設】

9月中旬 上川井第二歩道橋 【撤去】

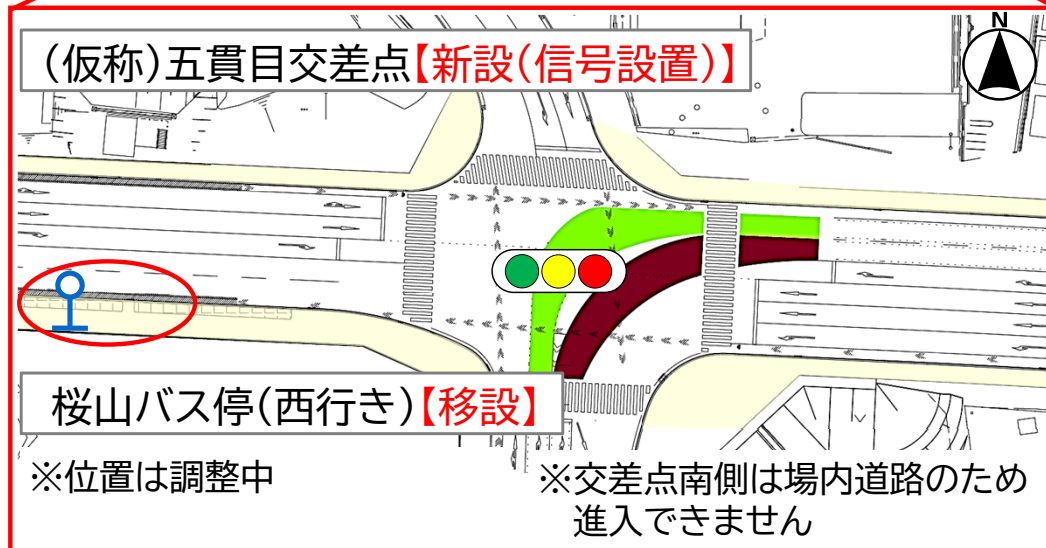
※日時は現地掲示およびHPでご案内します



詳細日程はこちら  
(横浜市HP)



拡大図



※位置は調整中

※交差点南側は場内道路のため  
進入できません

自治会町内会長 各位

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 上瀬谷整備推進課長

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース第 10 号」の発行について(依頼)

日頃から市政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

GREEN×EXPO 2027(横浜グリーンエクスポ)や、その後のまちづくりに向けた工事進捗状況等について、広く区民の皆様にご案内するために、「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース第 10 号」を発行いたしました。

つきましては、貴自治会町内会において、班回覧のご協力をお願いいたします。お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

## 1 送付資料

「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース 第 10 号」 A3

## 2 参考

市ウェブサイトでの確認方法

「上瀬谷 まちづくりニュース」で検索

※ 第1号から第9号もご覧いただけます。



<担当>

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 上瀬谷整備推進課

蒲田、酒井、鮎川、永田

TEL:045-900-0594、FAX::045-550-4098

E-mail:[da-kamisui@city.yokohama.lg.jp](mailto:da-kamisui@city.yokohama.lg.jp)



## 横浜市出展

※会場内の横浜市出展の位置は、P2～3をご覧ください。

### ①建物空間を活用した発信拠点



国産木材を活かした自然と調和するデザインで、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した環境に優しい施設設計。来場者の暑熱対策として、ミストを設置。

ライフスタイル・ゾーン イメージ



グリーン社会の実現につながる新しいライフスタイルを、遊び・楽しみながら体験できる場。廃材等から創り上げる展示を象徴的に配置し、「身近なサークラーに出会う驚きの体験空間」を創出。

### ②フィールドを活用した活動拠点

#### ウェルカム・ゾーン

#### ① ウェルカムガーデン

出展の入口を彩る、市内産植物などを活用した横浜ならではのガーデン



#### アクション・ゾーン

#### ② みんなでつくるフィールド

子どもたちとのたい肥づくりや環境活動団体をはじめとした市民の皆様に参加によりつくるガーデン

#### ③ 活動広場

様々なイベントやワークショップなどを行う芝生広場

#### ④ 観察とあそびの森

既存の樹林を生かし身近な生き物にふれることを通して、生物多様性と暮らしとの関係を学び・再発見するエリア

#### フューチャー・ゾーン

#### ⑤ 未来志向フィールド

生物多様性や資源循環に配慮し、環境負荷低減を実践するガーデン

## 横浜市出展ボランティアを募集中！ 締切 8/14(金)

横浜市出展と一緒に創り上げる1,000人の仲間を募集しています。多くの皆様のご応募お待ちしております。

【募集対象】 令和9年4月2日時点で、満15歳以上かつ市内在住・在学・在勤の方

| 種類【募集人数】        | プログラム運営補助【約 700 人】              | ツアーガイド【約 100 人】       | フィールドづくり【約 200 人】 |
|-----------------|---------------------------------|-----------------------|-------------------|
| 活動内容            | 様々な体験プログラムの運営サポート               | 草花の魅力や生き物との共生等を来場者に案内 | 花や緑の育成・管理         |
| 活動場所            | 建物空間を活用した発信拠点<br>フィールドを活用した活動拠点 | フィールドを活用した活動拠点        | フィールドを活用した活動拠点    |
| 活動日数<br>(開催期間中) | 1日以上                            | 5日以上                  | 5日以上              |
| 活動時間            | 1日あたり約4時間                       |                       |                   |

ご応募は  
WEBから



## 県立瀬谷支援学校で桜の接ぎ木イベントを行いました

海軍道路の桜を次世代につなぐため、令和8年2月17日に、「桜の記憶の継承」として、県立瀬谷支援学校の中生と高校生による「海軍道路の桜の接ぎ木イベント」を行いました。

JA横浜の皆様のご指導のもと、地域の方等を含めて、総勢40名以上の方が参加し、海軍道路の桜を接ぎ木しました。

接ぎ木により育てた桜は、今後、学校敷地内等に植樹する予定です。



接ぎ木の様子

■お問合せ先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷整備事務所 上瀬谷整備推進課  
〒246-0003 横浜市瀬谷区瀬谷町5810-6  
電話:045-900-0594 FAX:045-550-4098  
E-mail: da-kamisui@city.yokohama.lg.jp

過去のニュースも  
ご覧いただけます



## 旧上瀬谷通信施設地区 まちづくりニュース

令和8年7月発行【第10号】

旧上瀬谷通信施設地区で進めているまちづくりの状況をお知らせするために、「旧上瀬谷通信施設地区まちづくりニュース」を発行しています。GREEN×EXPO 2027(横浜グリーンエキスポ)や、その後のまちづくりの工事進捗等をお知らせします。

## 横浜グリーンエキスポに向けた公園整備の状況



横浜グリーンエキスポ会場区域

横浜グリーンエキスポは、令和9年(2027年)3月19日～9月26日に、旧上瀬谷通信施設地区のうち、将来、「防災・公園地区」となる場所を中心に開催されます。(具体的な会場区域は、左図の青点線のとおり)  
会場跡地の大部分は、「環境」と「防災」をテーマとした(仮称)旧上瀬谷通信施設公園となる予定です。現在、上瀬谷の自然を生かしながら公園整備を進めています。

### 上瀬谷の自然環境を生かした公園整備

### 【既存樹木を生かした公園整備】

上瀬谷の歴史を長年見守ってきた既存の樹木を生かすために、地区内にある約1,600本以上の樹木を、よりよい生育場所へ移植し、育ちやすい環境を整えています。

また、公園の園路は、既存の樹木に影響がないように、園路の形を工夫しています。



よりよい生育場所へ  
移植した樹木

既存の樹木に  
配慮した園路

### 【グリーンインフラの整備】

グリーンインフラとは、コンクリートやアスファルトによる従来のインフラだけでなく、植物や土、水といった自然の力を活用し、雨水の貯留・浸透や、気温上昇の抑制など多様な機能を持たせる仕組みです。

代表的な施設として、園路には、芝生や多年草に覆われたバイオスウェルを設け、雨水をゆっくり土に浸透させることで、周りの植物にも水が行き渡り、公園内の植物が健全に育成されます。



公園の園路にあるバイオスウェル

### 【多様な生物が暮らす水辺へ】

公園区域内を流れる相沢川を、コンクリートの護岸から、自然素材を活用した水辺に整えるとともに、隣接する水田や畑の整備を進め、谷戸の原風景の再生に取り組んでいます。

また、地区内の希少な生物をはじめ、多様な生物が、よりよい環境で暮らし続けられるよう配慮しています。水辺に隣接した「ワンド」と呼ばれるたまり池は、トンボやカエル等が産卵したり、小魚の稚魚が成長する場所になります。



整備前

整備後(自然石による護岸やトンボ等のすみかとなるたまり池「ワンド」)

### 季節の移ろいを感じられる休憩スペース

公園内で楽しめる花や木



桜

アジサイ



サルスベリ

紅葉

風景を楽しむことができる特徴的な休憩スペースを園内各所に設けており、来園された方が、上瀬谷の自然環境や季節の移り変わりをゆったりと満喫していただけます。



葉っぱの葉脈が屋根  
になった休憩場所



風景を切り取る  
パゴラの休憩場所



風が抜け、光の陰影を  
感じられる休憩場所



寝そべることで  
できるベンチ



横浜グリーンエキスポのVillage出展、テーマ営業出店についてご紹介します。また、会場内では、会期中、季節ごとに表情を変える花々をお楽しみいただけます。※現時点でのイメージであり、今後、変更となる場合があります。

## Village 出展

カーボンニュートラルやネイチャーポジティブなど、新たなグリーン社会実現に向けた企業による大規模な出展。独創的な展示や体験コンテンツを展開します。

### A 東急グループ とうきゅうグループ館



©とうきゅうグループ館  
『GREEN LIFESTYLE 2050』をテーマに、自然と都市が融合する新しいライフスタイルの提案と、皆さんとともに未来を創る共創体験を提供します。

### E 三菱グループ 三菱みんなの未来館



©三菱国際園芸博覧会総合委員会

幸せな明日に向けて、「自然と人、社会との共生」の重要性を楽しみながら再確認して、みんなで取り組むきっかけに繋がるような展示を目指します。

### G 大和ハウスグループ 大和ハウスグループ エンドレスハートパーク



提供: 大和ハウス工業株式会社

We Build Future Living 原点から未来へ。風・太陽・水と緑が織りなす万華鏡のような重なりと変化が表す未来の景色を、ぜひご体感ください。

### I 竹中グループ 竹中グループ くるくるく



©竹中工務店

リジェネラティブでウェルビーイングな未来へめぐるいのち・めぐるかたちをテーマに素材を通じたいのちの循環をお楽しみください。

### B KTグループ Mobi+ (モビタス)



KTグループ

必要な時に必要な場所へ「くるまたち」が「エネルギー」を運び、皆さまを笑顔にします。

### F 鹿島建設株式会社 KAJIMA TREE



鹿島建設株式会社

KAJIMA TREE それは自然と人の明日の物語。大阪・関西万博の太極根リングの木材が、先端技術により新たな命を吹き込まれ、GREEN×EXPOのシンボルとして生まれ変わります。※鹿島は大阪・関西万博の太極根リングの木材の譲渡先です。

### H 東邦レオ株式会社 やさしくなりたい。STUDIO



©Yuko Nagayama & Associates / TOHO-LEO Co.

大阪・関西万博パナソニックグループパビリオン「ノモの国」をリユース。「8歳の大人」をテーマに、大人も、子ども、やさしくなりたい。

### J 住友林業株式会社 住友林業館「ひゃくの森」



住友林業株式会社

1691年の創業以来、森や木、植物と歩んできた住友林業ならではの展示・体験を提供します。

### C NTT東日本株式会社 NTT EAST 館



©NTT東日本株式会社

NTT東日本は「産業・自然・文化」が調和し、幸せがめぐる“Well-beingな社会”を体験型で表現いたします。

### D 株式会社大林組 大林組 モリソラミライ



株式会社大林組

大林グループが目指す「地球・社会・人」の調和した世界観を是非ご体感ください。

## 横浜グリーンエキスポ 会場地図

提供: GREEN×EXPO 協会



横浜市出展  
(① 建物空間を活用した発信拠点)

※4面に詳細

横浜市出展  
(② フィールドを活用した活動拠点)

※4面に詳細

## テーマ営業出店

テーマに合わせた展示とともに飲食等の提供がされます。

### M JAグループ 「いただきます」を生むチカラ



国産の農産物の魅力や、日本の食と農について触れていただける時間を提供します。

### N 株式会社丸兆 HONEY HARMONY GARDEN



小さな命のつながりを体感し、自然と食の未来を考えるきっかけを届けます。

### O 明治グループ ORAGA VILLAGE 未来のふるさと



未来のふるさとが、ここにある。自然の恵みを享受して成り立つ明治グループの取組の原点、里山を見に来てみませんか？

### P ヤマザキパングループ ヤマザキ「明日の明るい食卓」館



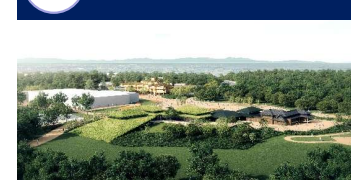
毎日の食卓に対する安心と、明日やその先の未来の食卓に対する期待を、展示や体験を通じて感じてください。

### Q テーマ館



植物たちの知られざる能力と、生命同士の複雑で巧妙なつながりについての最新の映像技術と研究成果をアートとエンターテインメントの掛け算により紹介します。

### R 園芸文化館



江戸時代から受け継がれてきた日本独自の園芸の美意識と技術を、実物や体験を通して伝えます。

### S 神奈川県



“Vibrant INOCHI”一人ひとりの“いのちが輝く”をメインテーマに、体験型・参加型の展示や催事を提供します。

### T 日本政府苑



「日本の自然観を再考し、未来へ進む」をコンセプトに、自然と人との営みや共生の姿、みどりをもたらす未来の姿を展示します。

## 横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う 市民アンケート等の実施について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和 7 年の横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定を踏まえ、現在、地域別構想（区プラン）の改定を進めています。区プランとは、地域ごとの特性や課題を踏まえて、将来のまちづくりの方針を示すものです。今回の改定では、2040 年のまちの姿とその実現に向けた方針を示します。改定にあたっては、素案作成前に市民の皆様にご意見を伺いながら検討を進めるため、7 月末から市民アンケートやパネル展を実施します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 市民アンケートとパネル展の概要

#### （1）市民アンケートについて

今後、特に力を入れてほしいまちづくりの取組や区の魅力等をお聞かせください。  
いただいたご意見は今後素案作成に活用させていただきます。（選択式 6 問程度）

回答方法：電子申請・電子メール・郵送・FAX で回答

期 間：7 月 27 日（月）～8 月 31 日（月）

※広報よこはま 8 月号（市版）はま情報にて、市民アンケート実施を掲載予定です。

※詳細は別紙チラシをご参照ください。チラシは、各区庁舎・地域ケアプラザ等にも配架予定です。

#### （2）パネル展について

今回の区プラン改定の背景や考え方をお知らせするために実施します。

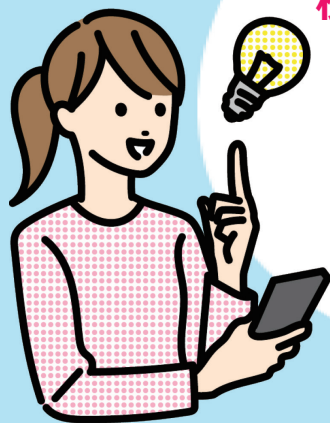
場所：市庁舎及び各区庁舎

期間：8 月 3 日（月）～8 月 31 日（月）

（市庁舎・区庁舎ごとに上記期間内で 1 週間程度開催予定）

※詳細は、別紙チラシに掲載の市ホームページでご案内します。





# まちの将来像について ご意見をお聞かせください

皆さまのご意見を今後のまちづくりの参考とするため、アンケートのご回答にぜひご協力をお願いします。



**実施期間** 2026年7月27日 から **8月31日まで**

**回答方法** ①【推奨】電子申請システムでのご回答

② ホームページに掲載のアンケート用紙でのご回答

・電子メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp

・郵送：横浜市中区本町6丁目50番地の10 22階 都市整備局地域まちづくり課

・FAX：045-663-8641

市庁舎、区庁舎でパネル展を開催しています！

アンケート用紙のダウンロード、パネル展の詳細については

横浜市 地域別構想



で検索！

## 01 区プランって何？

区プランは、地域ごとの特性や課題に応じた具体的なまちづくりの方針を示すものです。

改定する区プランでは、14年後の**2040年**のまちの将来像やまちづくりの方針を示します。

## 02 アンケートで何を聞きたいの？

市民の皆様が実現してほしいまちづくりのために、**特に力を入れてほしい取組やまちの魅力**などについてお聞かせください。

今回いただいたご意見を参考に素案を作成し、今後改めてご意見を伺います。



ベビーカーでも移動しやすくして欲しい...

家の近くでも買い物きたらなあ



観光スポットが多くて楽しい！



## 03 区プランのエリア設定

土地利用の特徴や、暮らしの実感に基づく鉄道沿線等の生活圏や経済活動ごとに、市域を4つのエリアに分けてまちの将来像を示す**エリア別方針**と、18区ごとの魅力や特徴を踏まえたきめ細やかなまちの将来像を示す**区別計画**を作成します。

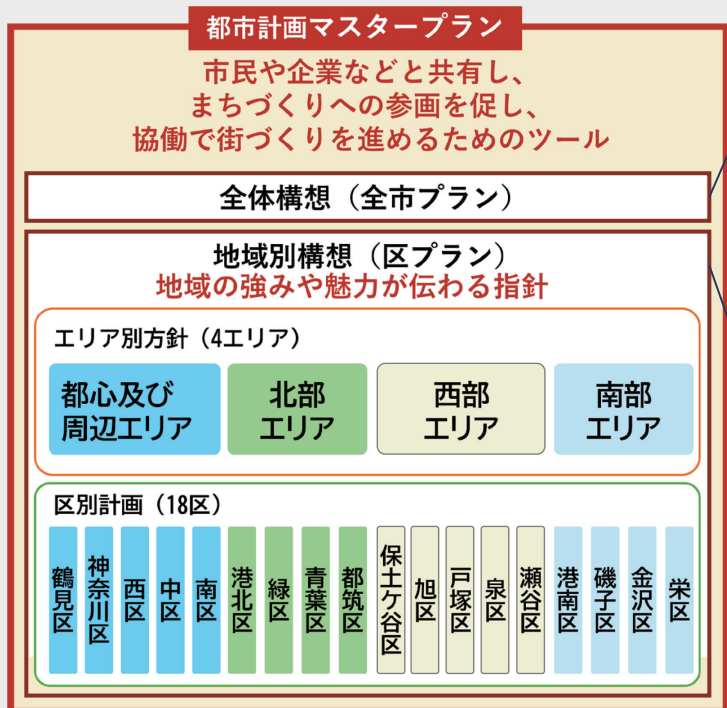


# 都市計画マスタープラン地域別構想（区プラン）の改定

## 都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。また、市民の皆様など、まちに関わるすべての方々の「横浜をこんなまちにしたい」という思いを「まちの将来像」として共有し、協働してまちづくりを進めるための指針となるものです。

## 都市計画マスタープランの構成



### 全体構想（全市プラン）

市域全体について、都市計画の基本的な方針を示したものです。  
横浜市では令和7年5月に改定しました。



改定した全市プラン

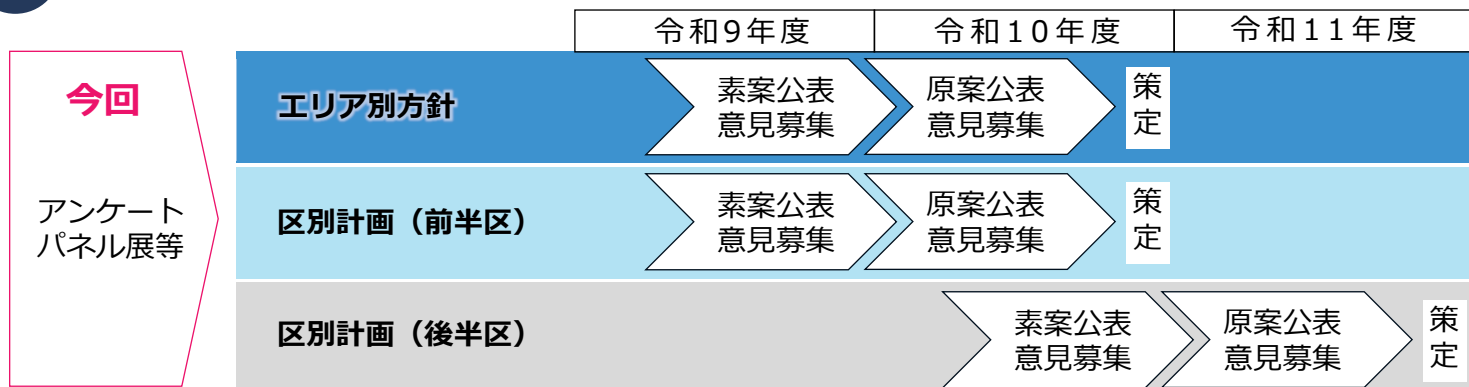
### 地域別構想（区プラン）

地域の強みや魅力が伝わり、地域ごとの課題や特性に応じた具体的なまちづくりの指針です。現在の区プランは18区ごとに一冊で完結する構成ですが、今回の改定では市域を4エリアに分けたエリア別方針と18の区別計画の2部構成とします。



現行の区プラン

## スケジュール



- 前半区（8区） 西区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区
- 後半区（10区） 鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、栄区、瀬谷区





警察庁  
National Police Agency

# みんなで



警察庁推奨 詐欺の電話はアプリでブロック!

無料

## 特殊詐欺対策アプリ

※この画像もAIによる生成画像です。巧妙な手口にはご注意ください。

### アプリの主な機能

#### 01 国際電話をブロック

※国際電話の一括ブロックはAndroidのみ

#### 02 詐欺電話をブロック

#### 03 最新手口を把握

※スマートフォンの機種や搭載機能により利用できる機能が異なる場合があります。

＼ 今すぐダウンロード! /



Google Play  
で手に入れよう



App Store  
からダウンロード

偽アプリにご注意ください。



# 瀬谷区内火災・救急状況

瀬谷消防署  
令和8年6月30日現在

## 火 災

| 区 分       | 年 別       | 令和8年 | 令和7年 | 増△減 |
|-----------|-----------|------|------|-----|
| 件         | 数         | 10   | 9    | 1   |
| 種 別       | 建 物       | 3    | 5    | △ 2 |
|           | 林 野       | 0    | 0    | 0   |
|           | 車 両       | 0    | 0    | 0   |
|           | 船 舶       | 0    | 0    | 0   |
|           | 航 空 機     | 0    | 0    | 0   |
|           | そ の 他     | 7    | 4    | 3   |
| 損 害 程 度   | 焼損床面積 (㎡) | 74   | 0    | 74  |
|           | 死 者 (人)   | 0    | 0    | 0   |
|           | 負 傷 者 (人) | 0    | 1    | △ 1 |
| 主 な 原 因   | 放火(疑い含む)  | 5    | 3    | 2   |
|           | 電灯・電話等の配線 | 1    | 0    | 1   |
|           | 火あそび      | 1    | 0    | 1   |
|           | 配線器具      | 1    | 0    | 1   |
|           | 電気機器      | 1    | 2    | △ 1 |
|           | 上記以外      | 1    | 4    | △ 3 |
| 1 日 あ た り |           | 0.1  | 0.1  | 0   |

## 連 合 町 内 会 別 火 災 発 生 件 数

| 連 合 町 内 会 名 | 令和8年 |
|-------------|------|
| 阿久和北部連合自治会  | 0    |
| 阿久和南部連合自治会  | 1    |
| 三ツ境連合自治会    | 0    |
| 瀬谷第一地区連合町内会 | 0    |
| 本郷地区連合自治会   | 0    |
| 瀬谷北部町内連合会   | 2    |
| 瀬谷第二地区連合自治会 | 3    |
| 瀬谷第四地区連合自治会 | 1    |
| 南瀬谷自治連合会    | 0    |
| 宮沢連合自治会     | 0    |
| 相沢町内連合会     | 0    |
| そ の 他       | 3    |
| 合 計         | 10   |

## 救 急

| 区 分       | 年 別 | 令和8年  | 令和7年  | 増△減   |
|-----------|-----|-------|-------|-------|
| 件         | 数   | 3,683 | 3,956 | △ 273 |
| 急 病       |     | 2,579 | 2,833 | △ 254 |
| 交 通 事 故   |     | 148   | 147   | 1     |
| 一 般 負 傷   |     | 734   | 781   | △ 47  |
| そ の 他     |     | 222   | 195   | 27    |
| 1 日 当 た り |     | 20.3  | 21.9  | △ 1.6 |

## 分 団 別 火 災 発 生 件 数

| 分 団 名   | 令和8年 |
|---------|------|
| 第 一 分 団 | 2    |
| 第 二 分 団 | 2    |
| 第 三 分 団 | 3    |
| 第 四 分 団 | 3    |
| 合 計     | 10   |

## 月別火災件数・死負傷者状況

| 区 分   | 月 別 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年計  |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 件     | 数   | 4件 | 3件 | 3件 | 0件 | 0件 | 0件 |    |    |    |     |     |     | 10件 |
| 死 者   |     | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |    |    |    |     |     |     | 0人  |
| 負 傷 者 |     | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |    |    |    |     |     |     | 0人  |

| 日 付                | 災害種別 | 発生場所 |    | 内 容 |    |    |     |  |  |  |  |  |  |
|--------------------|------|------|----|-----|----|----|-----|--|--|--|--|--|--|
|                    |      |      |    |     |    |    |     |  |  |  |  |  |  |
|                    |      |      |    |     |    |    |     |  |  |  |  |  |  |
|                    |      |      |    |     |    |    |     |  |  |  |  |  |  |
| 熱中症搬送状況 (5/1~6/30) |      | 5月   | 6月 | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 |  |  |  |  |  |  |
| 市内発生件数             |      | 79   | 50 | 29  |    |    |     |  |  |  |  |  |  |
| 区内発生件数             |      | 4    | 3  | 1   |    |    |     |  |  |  |  |  |  |

(各表の数値は速報値であり、確値0ではありません。)



## 水の事故は近くにありますが みんなで危険回避!

～ 一つ一つの行動が安全を創りだす ～

### ⚠ 急な天候の変化に注意!

川で遊ぶときは  
ライフジャケットを忘れずに!



河川で!

### ⚠ 転落の危険!

海でもライフジャケット  
を忘れずに!



海で!



浴槽で!

⚠ ほんの数秒と思える間でも  
こどもから目を離さない!

プールで!



⚠ 水深が浅くても要注意!  
必ず大人が付き添いを!

### 溺水の考え方をチェック☑

- 子供だけで水に近づかない、近づけさせない工夫を!
- 子供が水に接する場合は、大人は目を離さず手の届く範囲でも見守りを!
- 水に関する危険と対処法を学習し、事前の準備を!



自治会町内会長 様

瀬谷消防署長

### 熱中症対策について（御依頼）

平素から消防行政に対し御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、夏季における熱中症対策について、別添チラシのとおり周知を行います。

つきましては、地域の皆様への注意喚起を図るため、次のとおり御協力をお願いいたします。

#### 1 依頼内容

各自治会町内会長の皆様におかれましては、別添チラシをご活用いただき、地域の実情に応じた方法により住民への周知をお願いいたします。

あわせて、可能な範囲で見守りや声かけに御協力をお願いいたします。

特に高齢者や子どもなど、熱中症リスクの高い方への注意喚起をお願いいたします。

#### 2 周知方法

別添チラシをご活用ください。

#### 3 その他

引き続き熱中症予防への御協力をお願いいたします。

瀬谷消防署 総務・予防課 予防係  
担当：立塚、福島  
電話：045-362-0119

# 高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です

## エアコンを上手に使いましょう

**熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。** **節電** にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

また、エアコン使用中もこまめに **換気** をしましょう。

節電

こまめにフィルターのお手入れをする

2週間に1回を目安にしましょう

節電

適切な  
室温設定

節電

すだれやカーテンを  
活用し直射日光を遮る

温度・暑さ指数  
を確認する



暑いから  
エアコン  
つけてね!

換気

換気をして屋外の  
涼しい空気を入れる

換気

窓とドアなど  
2カ所を開ける

換気

扇風機や換気扇  
を併用する

長時間、風が体に  
直接あたらないように  
注意しましょう

節電

クールビズを取り入れる

節電

複数台の使用を避け、一部屋に集まるなど工夫する

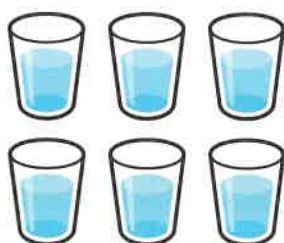


さらに 気をつけるべきポイント

のどが渇いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり

**1.2L(リットル)**を  
目安に



コップ約6杯

● 1時間ごとにコップ1杯

● 入浴前後や起床後も  
まず水分・塩分補給を



※水分や塩分の摂取量は  
かかりつけ医の指示に従いましょう。





# ！高齢者は特に注意が必要です

## 1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

## 2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

## 3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

## ●東京都23区における熱中症死亡者の状況(令和3年夏)

※計39人(速報値)のうち

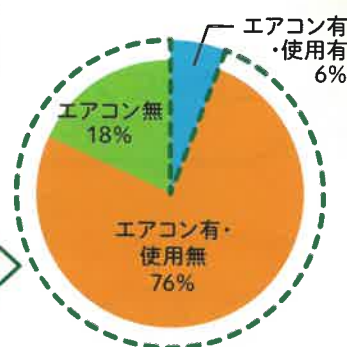
約8割は65歳以上の高齢者

屋内での死亡者のうち 約9割は  
エアコンを使用していなかった

### エアコン設置有無・使用状況別

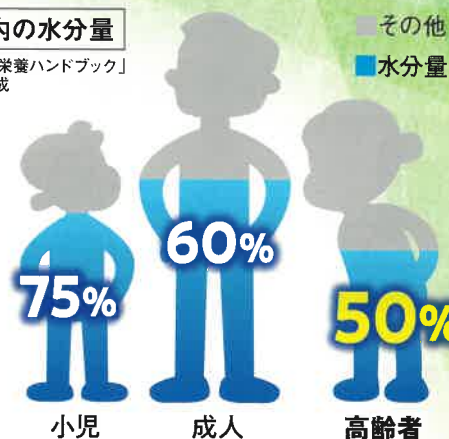
出典:東京都監察医務院

■エアコン有 + 使用有  
■エアコン有 + 使用無  
■エアコン無



### 体内の水分量

「輸液・栄養ハンドブック」より作成



## ☑ 予防法ができているかをチェックしましょう

☐ エアコン・扇風機を上手に使用している



☐ 部屋の温度を測っている



☐ 部屋の風通しを良くしている



☐ こまめに水分・塩分を補給している



☐ シャワーやタオルで体を冷やす



☐ 暑い時は無理をしない



☐ 涼しい服装をしている  
外出時には日傘、帽子



☐ 涼しい場所・施設を利用する



☐ 緊急時・困った時の連絡先を確認している



熱中症予防情報サイト

環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック! ▶▶ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っております。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用ください。

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます▶



友達追加はこちら

区連会 7 月定例会説明資料  
令和 8 年 7 月 16 日  
瀬 谷 消 防 署

自治会町内会長 様

瀬 谷 区 長  
瀬谷消防署長

### せや防災・救急フェアの開催及び周知の御協力について（御依頼）

初夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から消防行政に対し御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、瀬谷区民を対象に、防災・救急に関する理解促進を目的とした体験型イベント「せや防災・救急フェア」を開催いたします。

本イベントは、親子で楽しみながら防災について学べる内容となっており、消防車両の展示や防災体験、救急に関する啓発ブースなど、幅広い世代の方にご参加いただけるものです。

つきましては、多くの区民の皆様に御来場いただけるよう、A4ポスターを作成しましたので、貴自治会町内会掲示板への掲示について御協力をお願い申し上げます。

#### ■ お送りするポスターについて

- 1 仕様  
A4ポスター（カラー印刷）
- 2 配付数  
自治会町内会掲示板数に応じた必要数
- 3 掲示期間  
令和8年9月5日（土）まで

瀬谷区役所総務課防災担当  
担当：小松、間宮  
電話：045-367-5611  
瀬谷消防署 総務・予防課 予防係  
担当：立塚、福島  
電話：045-362-0119



～親子で体験 学びながら備えよう～

# せや防災。 救急フェア

防災知識を楽しく学び、  
防災ヒーローを目指そう！  
**防災ヒーロー  
入団試験**

**入場  
無料**

**2026年 9月5日 土** **10:00  
～14:00**

## 防災アトラクション

**防災ヒーロー  
入団試験**

これで君も**防災ヒーロー**！

- ARによる消火体験
  - みんなで挑戦  
命をまもる〇×ゲーム など
- スタンプラリーに参加して、  
**景品をゲットしよう！**

## 体験・展示コーナー

- あんしん救急ブース(心肺蘇生法体験)
- 横浜グリーンエキスポ フォトスポット

**開催場所** 瀬谷消防署・瀬谷区役所・瀬谷公会堂

(横浜市瀬谷区二ツ橋町190)

▶ 相鉄線 三ツ境駅 徒歩10分

## 防災体験コーナー

- 車いす体験(避難時の支援体制)
- 親子でチャレンジ!防災クイズ
- ペット防災コーナー

## 消防車両等の展示

- 消防車 はしご車
- 救急車(ドクターカー)
- 消防団車両
- 災害対策医薬品供給車両  
(モバイルファーマシー)

## 主催・後援・協力団体

**主催** 瀬谷消防署 瀬谷区役所 **後援** 瀬谷火災予防協会  
**協力** 資源循環局 瀬谷事務所 瀬谷消防団 瀬谷区薬剤師会  
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 ピンチをチャンスに!減災共助の会 株式会社マクニカ



※雨天時は、屋内会場で開催。荒天時は、中止となります。 ※駐車場は、ありませんので公共交通機関をご利用ください。近隣店舗への無断駐車は、絶対におやめください。

**お問合せ：瀬谷消防署 045-362-0119 瀬谷区役所 045-367-5611**



自治会・町内会長 様

「市民防災の日」瀬谷区推進委員会委員長  
瀬谷区長 山岸 秀之

### 町の防災組織初期消火合同訓練会の参加者募集について（御依頼）

大地震等により発生する火災の被害軽減を目指し、地域の連携強化を図るため「町の防災組織初期消火合同訓練会」を次のとおり開催しますので、訓練参加者の推薦をお願い申し上げます。

#### 1 日時

令和 8 年 11 月 14 日（土）10 時 00 分から 12 時 00 分まで（雨天：中止）

#### 2 場所

二ツ橋公園芝生広場（二ツ橋町 190 番地）

#### 3 実施内容

初期消火器具等の取扱訓練（1 チーム 4 名）

#### 4 依頼事項

##### (1) 訓練参加者の推薦

連合自治会町内会ごとに 1 チームの推薦をお願いします。

※本訓練会に未参加の方（チーム）を優先してください。

##### (2) 申込方法及び期限

別紙「参加票」に必要事項を記入し、令和 8 年 9 月 30 日（水）までに連合自治会町内会長に御提出してください。

（※連合自治会町内会長に返信用封筒をお渡ししています。）

#### 5 事前訓練

事前訓練日を設けていますので、初めての方（チーム）でも安心して御参加いただけます。

訓練希望日を別紙「町の防災組織初期消火合同訓練会参加票」にてお知らせください。

訓練は、瀬谷消防署ガレージ前にて実施します。訓練時間は、概ね 1 時間から 1 時間 30 分です。雨天時は、瀬谷消防署訓練室（室内）で行います。

裏面あり

## 事前訓練日程表

| ○ | 訓練日（午前）   | 開始時間   | ○ | 訓練日（午後）   | 開始時間   |
|---|-----------|--------|---|-----------|--------|
|   | 11月7日（土）  | 10:00～ |   | 11月7日（土）  | 13:30～ |
|   | 11月8日（日）  | 10:00～ |   | 11月8日（日）  | 13:30～ |
|   | 11月9日（月）  | 10:00～ |   | 11月9日（月）  | 13:30～ |
|   | 11月10日（火） | 10:00～ |   | 11月10日（火） | 13:30～ |
|   | 11月11日（水） | 10:00～ |   | 11月11日（水） | 13:30～ |
|   | 午前訓練日     | 5回     |   | 午後訓練日     | 5回     |

### 6 その他

- (1) 当日が雨天の場合は、午前8時までに実施の可否を決定し、中止する場合は、連合自治会町内会長及び参加される自治会町内会長宛に御連絡いたします。
- (2) 訓練会及び事前訓練参加者は、区役所駐車場を利用した場合に減免処理できますので駐車券を訓練会場までお持ちください。
- (3) 訓練に参加される方は、活動しやすい服装や運動靴で御来場ください。
- (4) 当訓練会に参加いただいた町の防災組織（自治会町内会）は、初期消火器具の設置状況等を考慮したうえで「初期消火器具貸与事業」の対象となります。  
対象となった自治会町内会には別途御連絡いたします。

#### 初期消火器具貸与事業

初期消火器具（筒先、ホース3本、消火栓キー、媒介金具）を自治会町内会に対し、更新や設置が進むようにデモ用として無償で貸出し（5年間貸与）するものです。（※スタンドパイプの貸与はありません。）

※5年間の貸与期間を経過した初期消火器具各資機材の取り扱いは、維持、管理のうえ継続して所有することができます。

瀬谷消防署 総務・予防課 予防係  
担当：立 塚・福 島  
電話・FAX：045-362-0119



# 町の防災組織初期消火合同訓練会参加票

|                    |  |    |  |
|--------------------|--|----|--|
| 町の防災組織<br>(自治会町内会) |  |    |  |
| 担当者名               |  | 電話 |  |

連絡のつきやすい電話番号をお願いします。

## 1 参加メンバー (1チーム4人)

| 担当         | フリガナ<br>氏 名           | チーム平均年齢                                                                                                                                                                  |
|------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指揮者 (指示)   | 【記入例】 セヤ タロウ<br>瀬谷 太郎 | 65.6歳<br>(少数第一位まで)                                                                                                                                                       |
| 指揮者 (指示)   |                       | 平均年齢<br><div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">                         . 歳                     </div> |
| 1 番員 (筒先)  |                       |                                                                                                                                                                          |
| 2 番員 (伝令)  |                       |                                                                                                                                                                          |
| 3 番員 (消火栓) |                       |                                                                                                                                                                          |

## 2 事前訓練

- (1) 瀬谷消防署ガレージ前にて実施します。(雨天時は訓練室) 訓練時間は概ね1時間から1時間30分です。
- (2) 訓練参加は複数日可能ですが、訓練の効果を上げるため可能な限り1チーム4名揃っての参加をお願いします。
- (3) 次の日程での訓練が困難な場合は、担当まで御相談ください。
- (4) 天候によっては、屋内訓練室にて実施します。
- (5) 不明な点は担当までお問い合わせください。

※希望する訓練日の前の左枠に○をお付け下さい。

事前訓練日程表

| ○ | 訓練日 (午前)    | 開始時間   | ○ | 訓練日 (午後)    | 開始時間   |
|---|-------------|--------|---|-------------|--------|
|   | 11月 7日 (土)  | 10:00～ |   | 11月 7日 (土)  | 13:30～ |
|   | 11月 8日 (日)  | 10:00～ |   | 11月 8日 (日)  | 13:30～ |
|   | 11月 9日 (月)  | 10:00～ |   | 11月 9日 (月)  | 13:30～ |
|   | 11月 10日 (火) | 10:00～ |   | 11月 10日 (火) | 13:30～ |
|   | 11月 11日 (水) | 10:00～ |   | 11月 11日 (水) | 13:30～ |
|   | 午前訓練日       | 5回     |   | 午後訓練日       | 5回     |

※申込締切は、令和8年9月30日(水)です。

瀬谷消防署 総務・予防課 予防係  
 担 当：立 塚・福 島  
 連絡先：045-362-0119

各自治会・町内会 会長 様

社会福祉法人  
横浜市瀬谷区社会福祉協議会  
会長 福田 愛一郎

瀬谷更生保護協会  
会長 高岩 敏和

神奈川県共同募金会瀬谷区支会  
支会長 北井 義

日本赤十字社瀬谷区地区委員会  
委員長 山岸 秀之

瀬谷区社会福祉協議会「令和7年度事業報告概要版」および  
各種団体「令和8年度総会議案書」の送付について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

自治会・町内会の皆様には各自治会・町内会を通じ、区社会福祉協議会、更生保護協会、共同募金会、および日赤瀬谷区地区委員会など各団体の財源確保にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

これらの財源をもとに実施している事業内容をご確認いただくため、下記の通り、各議案書を会長様あてに一冊ずつ送付いたします。ご査収くださいますよう、お願い申し上げます。

<送付内容>

- (1) 令和7年度 瀬谷区社会福祉協議会事業報告 概要版
- (2) 令和8年度 瀬谷更生保護協会 理事会議案書
- (3) 令和8年度 神奈川県共同募金会瀬谷区支会 5月期 総会議案書
- (4) 令和8年度 日赤瀬谷区地区委員会 5月期 総会議案書

瀬谷区社会福祉協議会  
担当：福永  
TEL：361-2117

## 社会福祉施設分科会の開催(6ページ)

年2回開催し、会員向け研修も実施しました。  
開催日:11月27日 / 参加者:16名

### ▶ 研修内容

「日赤短期救急法 災害時の状況を知り、被災時に役立つ技術を学ぶ」

## 拠点利用者懇談会の開催(35ページ)

拠点利用団体への連絡と団体同士の交流を目的に年2回開催しました。

### ▶ 主な内容

- 拠点利用方法変更の通知
- 異なる活動団体同士の意見交換
- 地域福祉保健計画についての説明

## 各種広報紙の発行・SNSの発信

年2回全戸配布の広報紙「ほのぼのせや」の他に、各事業で広報紙を作成し周知啓発しました。  
ホームページやXで活動状況を発信しました。

- 瀬谷区社協広報紙「ほのぼのせや」:年2回
- ボランティアセンター「ボラだより」:年6回
- 福祉教育たより:年1回
- 移動情報センター「せやのいっぽ」:年4回
- 赤い羽根共同募金「瀬谷区だより」:年1回
- ホームページ 更新回数:20回
- X 投稿回数 :21回



## 各種データ(令和8年6月現在)

### ▶ 会員数等

|                                   |                      |
|-----------------------------------|----------------------|
| 区社協会員                             | 189団体 10名            |
| ボランティアセンター登録者                     | (個人)305名<br>(団体)61団体 |
| 移動情報センター<br>ガイドボランティア登録者<br>支援対象者 | 77名<br>58名           |
| あんしんセンター契約者                       | 70名                  |

### ▶ 会費・募金額(単位:円)

|        | 令和6年度末    | 令和7年度末    |
|--------|-----------|-----------|
| 賛助会費   | 5,638,698 | 5,482,950 |
| 善意銀行   | 814,964   | 444,713   |
| 共同募金   | 7,999,245 | 7,629,427 |
| 日本赤十字社 | 5,320,937 | 5,008,610 |

瀬谷区社会福祉協議会は、これからも地区社会福祉協議会をはじめとする本会会員施設や団体、区役所、関係機関などと連携・協力して、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をつくりだす」という活動理念の実現に向けて取り組んでまいります。

発行年月:令和8年6月

発行:社会福祉法人 横浜市瀬谷区社会福祉協議会

〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階

電話:045(361)2117 Fax:045(361)2328 Eメール:info@seyaku-shakyo.jp

詳細な事業報告についてはホームページからご確認ください

ホームページ <https://seyaku-shakyo.jp/>



# 社会福祉法人 横浜市瀬谷区社会福祉協議会 令和7年度 事業報告概要

第4期瀬谷区地域福祉保健計画(暮らしやすいまちづくりの計画)の基本目標に基づき、瀬谷区社会福祉協議会では様々な事業を進めてきました。

令和7年度の事業実施概要を報告します。事業報告本冊子は本会ホームページでご覧いただけます。  
本紙最終面の二次元コードよりご確認ください。

※(○ページ)は本冊子掲載ページを表しています。

## 基本目標Ⅰ “おたがいさま”で支え合う地域づくり

### 地区社協活動への支援(3、25ページ)

各地区社協の情報共有、区域・市域の情報提供等を目的に地区社協分科会を年6回、隔月で開催しました。  
また、令和7年度は瀬谷区地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進のため研修を2回実施しました。

#### ▶ 令和7年度 地区別計画 研修実績

- 策定研修会 開催日:7月23日 / 参加者:24名
- 推進研修会 開催日:1月30日 / 参加者:69名

講師:駒澤大学 文学部  
社会学科 教授 川上 富雄氏



### 瀬谷区地域福祉保健計画の策定・推進(36ページ)

- 第4期計画(令和3~7年度)の最終年度として、区役所・地域ケアプラザとともに共同事務局として第5期計画(令和8~12年度)の策定に取り組みました。
- 「地区別計画推進グループ」の一員として各地区の取組を支援しました。



### 身近な地域のつながり・支え合い活動推進事業(食支援)(29ページ)

相談機関が食支援を必要と判断した方や、まだ支援につながっていない方などを対象に、生活課題を解決するためのきっかけづくりとして食糧支援をしました。

#### ▶ 実績

- 個人への食支援:延べ33食 / 相談42件

#### ▶ 支援内容

- 地域住民・企業・団体からの寄付、区役所、資源循環局のフードドライブ等で集まった食品を提供しました。





## 瀬谷区子どもの居場所を考える円卓会議(12ページ)

地域での子どもの居場所づくり(こども食堂や居場所等)を推進するため、開催しました。

### ▶ 主な取組

- 活動課題の共有と解決に向けた支援
- 地域団体・NPO法人・行政のネットワークづくり
- 寄せられた意見を踏まえた研修会の開催



### 「多文化理解勉強会」

開催日:7月17日 / 参加者:20名

内容:区内の外国人支援の現状、文化、宗教について

講師:通訳・翻訳グループ カムオン・シェシェ 金子真澄氏  
ディウフ・エル・ハッジ・マサンバ氏



### 「子どもにとっての居場所研修会」

開催日:3月24日 / 参加者:35名

内容:子どもにとっての居場所とは

～不登校児支援の実践から学ぶ地域の居場所とは～

講師:一般社団法人かけはし 代表理事 廣瀬貴樹氏

## 移動情報センター・ガイドボランティア事業(16ページ～)

移動に困難を抱える方の外出支援を行いました。

- 移動情報の提供・相談対応・ガイドボランティアのコーディネート
- 広報紙「せやのいっぽ」発行(年4回)

### ▶ 実績

- 相談件数:139件(昨年比43%増)
- 登録ガイドボランティア:77名
- 支援対象者:58名



ガイドボランティアと登校の様子

## 生活福祉資金(13ページ～)

低所得世帯や障害者世帯、高齢者のいる世帯に対し、一時的に資金を貸し付け、相談支援を行いました。

### ▶ 実績

- 教育支援資金 高校・大学などへの進学・通学に必要な経費の貸し付けを行いました。  
貸付件数:48件 / 貸付決定額:15,544,000円
- 福祉費 一時的に必要であると見込まれる費用の貸し付けを行いました。  
貸付件数:4件 / 貸付決定額:475,752円

### ▶ 新型コロナウイルス感染症に伴う貸付事業

- 貸し付けは終了していますが、償還免除及び猶予の相談に対応しました。
- 償還にお困りの方へ向け区役所生活支援課と連携し「生活相談・食料品配分会」を開催しました。



配分会で用意した食料品

## 基本目標Ⅱ 健康でいきいきと暮らせる地域づくり

### 生活支援体制整備事業の推進(31ページ)

1層生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合い活動の創出に取り組みました。

- 住民主体のネットワークづくり・連絡協議の場づくり
- 2層生活支援コーディネーターの支援
- 買い物支援や通いの場づくりの推進



瀬谷区内で実施している移動販売

## 福祉教育関係事業の取組(11ページ～)

区内小中学校を対象に福祉体験学習を実施しました。

- 車いす体験や障害理解講座の開催(対応件数:20件)
- 福祉機材の貸し出し
- 福祉教育たよりの発行(年1回)



認知症サポーター養成講座



聴覚障害理解講座

## 社会福祉功労者表彰式の開催(8ページ～)

社会福祉の増進に功績のあった個人・団体をたたえるため表彰式を開催しました。

- 開催日:10月30日
- 労力・技術表彰:個人13名、6団体



## せやまる・ふれあい ふくしまつり の開催(9ページ～)

12月の障害者週間に合わせ、ふれあい館6施設と横浜市多機能型拠点こまちと共催しました。

開催日:12月6日 / 参加者:500名

### ▶ 内容

- 区内障害者福祉施設の製品販売・パネル展示
- スタンプラリー
- 地域活動団体の活動発表



## 権利擁護事業(あんしんセンター)(14ページ～)

契約にもとづいて福祉サービスのご利用や日常的な金銭管理などをお手伝いしています。

- 契約者数:70名 / 初回相談:80件
- 成年後見サポートネット開催(2月6日) 事例検討を通じて活発な意見交換を実施しました。

## 瀬谷区ふれあい助成金(18ページ～)

地域福祉活動団体に助成金を交付し、活動を支援しました。また、新規助成団体等にヒアリングを実施し、運営支援のほか情報収集を行いました。

- 助成件数:131件 / 助成金額:10,532,000円

## 基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる地域づくり

### ボランティアセンター事業(9ページ～)

ボランティアの登録・相談・コーディネートを実施しました。

- ボランティア養成講座の開催:5回
- 広報紙「ボラだより」発行:6回



「毎日の一歩が未来を変える」  
ウォーキング講座



ボランティア  
ファーストステップ講座

### 災害ボランティアセンター設置運営訓練(23ページ～)

区役所・瀬谷区災害ボランティアネットワークと合同で訓練を実施しました。

#### ▶ 訓練内容

- 災害情報システム(社協専用アプリ)による設置運営
- オンラインでのボランティア受付～活動報告の一連の流れを体験



令和 8 年度

# 瀬谷更生保護協会

## 理事会議案書

日 時 令和 8 年 5 月 1 9 日（火） 午前 1 0 時 3 0 分～ 1 1 時

場 所 瀬谷区役所 5 階 大会議室



令和8年度【5月期】

社会福祉法人

神奈川県共同募金会瀬谷区支会

総 会 議 案 書

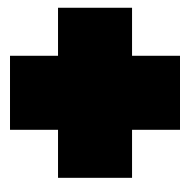


日 時：令和8年5月19日(火)

11時00分～

場 所：瀬谷区役所 5階 大会議室





令和8年度【5月期】

日赤瀬谷区地区委員会

総 会 議 案 書

日 時 令和8年 5月19日（火）  
11時30分～

場 所 瀬谷区役所 5階大会議室

日本赤十字社瀬谷区地区委員会

各自治会・町内会 会長 様

共同募金会横浜市瀬谷区支会  
支会長 北井 義

## 「共同募金瀬谷区だより」全戸配布の協力依頼について

共同募金運動の推進につきまして、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年度も多くの募金をお寄せいただき、誠にありがとうございました。地域福祉のための事業や社会福祉施設・団体の活動のために役立てることができますのも、戸別募金を始めとした自治会・町内会の皆様のご協力によるものであると深く感謝申し上げます。

今年度も10月から全国一斉に共同募金運動が始まります。運動に先立ち、地域の皆様に募金の使途等をお伝えすることを目的に「共同募金瀬谷区だより」の全戸配布を行いたく、お手数おかけいたしますが、自治会・町内会の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 依頼事項 自治会・町内会を通じた「共同募金瀬谷区だより」全戸配布へのご協力をお願いいたします。
- 2 送付時期 令和8年8月下旬（「広報よこはま」9月号と同時期です）  
※裏面に共同募金瀬谷区だよりが送付される際、同封される文書を印刷しています。
- 3 送付方法 配送業者から、各自治会・町内会の広報配布担当者様あてに直接送付いたします。
- 4 「共同募金瀬谷区だより」の概要
  - (1) 体裁：A4版（両面）1枚
  - (2) 内容：令和7年度共同募金実績および配分実績  
令和8年度共同募金運動への協力依頼
- 5 添付資料 <参考> 「表面：共同募金瀬谷区だより2026（案）  
裏面：共同募金瀬谷区だより2025」

神奈川県共同募金会横浜市瀬谷区支会  
担 当：松永・萱野・岩城  
TEL：361-2117  
FAX：361-2328

(案)

横共募発第 号  
令和 8 年 8 月 吉日自治会・町内会長 様  
広報配布担当者 様社会福祉法人神奈川県共同募金会  
横 浜 市 支 会 長  
横 浜 市 各 区 支 会 長

## 「共同募金各区だより」の配布について（依頼）

残暑の候 ますますご清勝のこととお喜び申しあげます。

平素より地域福祉の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本年も 10 月 1 日から共同募金運動が始まりますが、例年、募金運動に先立ち、地域の皆様に共同募金をご理解いただき、ご協力を呼びかけることを目的とした「共同募金各区だより」を各ご家庭に配布していただいております。

つきましては、大変ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本年も「共同募金各区だより」の配布にご協力くださいますようお願い申しあげます。

なお、戸別募金等に関する協力依頼については、各区支会より改めて自治会町内会様へご連絡をさせていただきますことを予めご了承いただけますようお願い申しあげます。

1. 「共同募金各区だより」の部数の不足については、次のところへご連絡ください。

鶴見、神奈川、西、港北、緑、青葉、都筑区にお住まいの方

北部方面配送センター 電話：045-435-5502

保土ヶ谷区にお住まいの方

保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話：045-341-9876

旭区にお住まいの方

旭区社会福祉協議会 電話：045-392-1123

金沢区にお住まいの方

金沢区社会福祉協議会 電話：045-788-6080

中、南、港南、磯子、戸塚、栄、泉、瀬谷区にお住まいの方

南部方面配送センター 電話：045-628-3730

2. その他のお問い合わせ先

神奈川県共同募金会横浜市支会 電話：045-201-8617

担当：中村、稲田

<裏面で共同募金の実績・使途についてご紹介しています>





令和7年度 皆さまからお寄せいただいた募金の総額  
**7,629,427円** 【赤い羽根：5,901,688円】  
【年末たすけあい：1,727,739円】

皆さまからのあたたかいご支援、ありがとうございました。



相模鉄道株式会社は、赤い羽根共同募金を通じて、沿線の地域福祉を応援しています。

### 赤い羽根共同募金の使いみち（予定）

#### ◇地区社会福祉協議会支援 ￥1,530,000

瀬谷区内12の地区社会福祉協議会の安定した活動の支援を目的に助成しています。配食サービスや高齢者サロン、お祭り、研修会など幅広い地域活動の中で活用されています。

#### ◇瀬谷区ふれあい助成金等 ￥1,370,451

瀬谷区内で活動するボランティアグループや障害当事者団体等の事業費として約140団体に助成しています。

#### ◇瀬谷区社会福祉協議会の事業費 ￥380,393

広報紙「ほのぼのせや」発行や地域福祉保健計画の推進などに活用しています。

#### ◇県内の社会福祉施設・団体等 ￥2,620,844

※神奈川県共同募金会を通して配分されます。

### 年末たすけあい募金の使いみち

#### ◇ボランティアグループ等への資金助成 ￥889,800

配食活動団体、障害児・者支援団体、放課後児童クラブ、障害者地域作業所、障害者グループホーム等が、年末年始に行う福祉活動に活用されています。（活動費助成 32件）

#### ◇敬老祝い品 ￥117,000

敬老月間に、区内在住の新たに100歳になった方への記念品贈呈のために活用されています。

#### ◇年末たすけあい留保金 ￥692,787

令和8年度区社協事業に活用されています。  
（瀬谷区社会福祉協議会広報紙「ほのぼのせや」発行に活用）

#### ◇年末たすけあい配分金 交付事務費 ￥28,152



たねダンゴを作っています！

#### 町内会・自治会の活動に一層のご理解とご協力をお願いします。

町内会・自治会は「安全で安心できる住みよいまちづくり」を目指し、防災や福祉などさまざまな活動を行っています。

地域で支え合う社会をつくっていくためにも町内会・自治会への加入をお願いいたします。町内会・自治会の活動はこちらをご覧ください。

瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会



花壇の手入れをしています！

10月1日から、赤い羽根共同募金が始まります。

今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。（募金運動期間：10月1日～3月31日）



10月1日から赤い羽根募金が始まります。

令和7年度の全国共通テーマは

# 「つながりをたやさない社会づくり」 です。

ことしで79回目を迎える共同募金運動は、住民一人ひとりが地域社会とつながり支え合いながら、安心して生活していくための「地域共生社会」を実現していくため、県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的な課題や国内大規模災害時の支援事業にも積極的に取り組んでまいります。

## Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

戦後復興の一助となることを目的として始まり、現在では皆さまがお住まいの地域のさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。

## Q 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食サービス、子育て支援などのボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備をはじめ、生活困窮者への食支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動にも役立てられています。

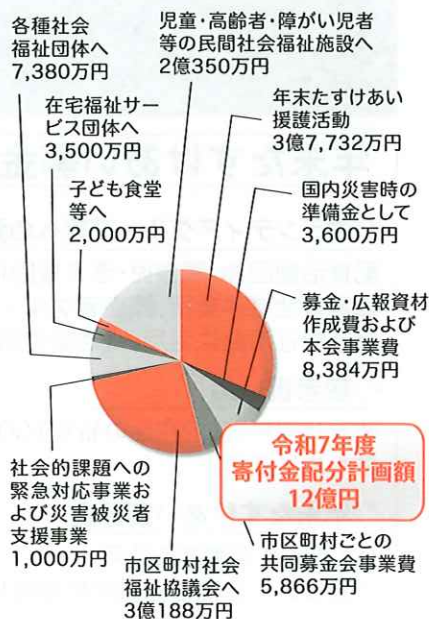


★横浜DeNAベイスターズ  
★横浜F・マリノス  
ともに赤い羽根共同募金を  
応援しています！

## Q 募金なのに、 どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



「令和7年度の目標額は  
12億円」

## 税制の特典があります！

- ◎共同募金への寄付金は、法人税や個人所得税（所得控除または税額控除）等の税制優遇の対象となります。
- ◎共同募金への遺贈寄付は、租税特別措置法第70条による税制優遇措置があります。

- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。  
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階  
電話 045-312-6339

じぶんの町を良くするしくみ。  
赤い羽根共同募金



## 「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について

### 1 趣旨

今後 4 年間の横浜市政の指針となる「横浜市中期計画 2026～2029」（以下「本計画」という。）は、6 月 5 日に横浜市会において議決されました。※ 1

本計画の策定に当たっては、横浜市町内会連合会及び各区区連会の皆様に、市民意見募集やパブリックコメントをはじめ、多大なる御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、本計画の冊子及び概要版を横浜市ホームページで公表しました。

本計画は、「市民の実感」で政策の成果を測り、データに基づく検証・改善を重ねることで、市民生活の向上を図ることを目指しています。

本計画に掲げた戦略や政策等を皆様と共有し、連携しながら、共に目指す都市像「明日をひらく都市」の実現に取り組んでまいります。

本計画の周知に御協力のほど、何卒お願い申し上げます。

※ 1 附帯意見を付して議決

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 公表資料

単位会長あてに概要版パンフレットを送付します。詳細は別添をご参照ください。

また、確定版冊子の販売及び概要版パンフレットの配布は以下のスケジュールで予定しています。

|         | 確定版冊子（有償販売）                                           | 概要版パンフレット                   |
|---------|-------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 7 月 2 日 | 市ウェブページ※ <sup>2</sup> で公表済み                           | 市ウェブページ※ <sup>2</sup> で公表済み |
| 7 月区連会  | －                                                     | 単位会長あて送付                    |
| 7 月中下旬  | －                                                     | 配布開始予定<br>（市民情報センター、区役所等）   |
| 8 月頃    | 販売開始予定<br>（価格、時期など決まり次第、市ウェブページ※ <sup>2</sup> で公表します） | －                           |

#### ※ 2 市ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/chuki2026-.html>



政策経営・国際戦略局経営戦略課  
担当 山口、岡田  
電話 045-671-2010 /FAX 045-663-4613  
メール ss-keiseisenryaku@city.yokohama.lg.jp



## GREEN×EXPO 2027 瀬谷応援プログラム



花壇をつくって

瀬谷を花でいっぱいになろう！



# 花苗等を無料配布します！



「花・緑」は横浜グリーンエキスポ(2027年国際園芸博覧会)の開催テーマの1つです。

みんなで花や緑に親しみながら花壇をつくり、

開催区である瀬谷を花でいっぱいにして盛り上げませんか？

## 花壇づくりのために無料で配布するもの

※応募多数の場合は抽選となります

### 1 花苗 又は 花苗セット

1団体最大5ケース  
(1ケース24苗)



1団体最大3セット  
(花苗・土・プランターのセット)

1期のお花(予定)  
・パンジー ・ビオラ  
・アリッサム ・ノースポール  
※種類は選べません



(写真はイメージです)

### 2 缶バッチ

花壇づくり・維持管理の活動  
人数分を上限  
花壇づくり作業時や  
身の回りの小物に着用して  
横浜グリーンエキスポをPR！



### 3 花壇用プレート

1団体1枚  
整備した花壇に掲示して  
横浜グリーンエキスポをPR！

## スケジュール

募集: 令和8年7月27日～8月28日

配布: 令和8年10月下旬～11月上旬予定

※第2期の募集は11月ごろを予定しています

申込先

郵送 〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190  
持参 横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会事務局

メール [se-suishinkyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:se-suishinkyo@city.yokohama.lg.jp)

件名:【申請】花苗の譲受について(〇〇(団体名))

- 申込方法はメール・郵送・持参によります。
- 持参の場合:土曜日、日曜日及び祝日を除く(午前9時から午後5時まで)
- 郵送の場合:簡易書留により、当協議会事務局に到達した日を受理日とします

詳細は  
ホームページをチェック！



## 対象

- 団体でのお申込みをお願いします(個人でのお申込みはできません)。
- 以下を目的とした活動をする団体はお申込みができません。  
①宗教活動、②政治活動、③選挙運動
- 花壇づくり・プランター設置は瀬谷区内での実施が必要です。
- 譲受された花苗は、貴団体が所有又は管理する花壇以外への植栽はしないでください  
(個人での持ち帰りはできません)。



せやまる

# 申請方法

## 1. 準備する書類

|                            |                            |                           |                         |                        |
|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------------|------------------------|
| <b>1</b><br>利用申請書<br>様式第1号 | <b>2</b><br>事業計画書<br>様式第2号 | <b>3</b><br>団体調書<br>様式第3号 | <b>4</b><br>団体の<br>役員名簿 | <b>5</b><br>団体の<br>規約等 |
|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------------|------------------------|

様式ダウンロード



申請プログラムは  
☐ プログラム3 花苗の譲受 に✓ をつけてください



## 2. 手続きの流れ

**1**

書類1～5を提出してください

郵送 持参 〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190  
横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会事務局

メール [se-suishinkyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:se-suishinkyo@city.yokohama.lg.jp)  
件名:【申請】花苗の譲受について(〇〇(団体名))

**2**

推進協議会から承諾または不承諾通知を送付します

9月中旬発送予定です  
受取日等の詳細についてもご案内します

**3**

指定する受取日に花苗等の受け取り  
場所:瀬谷土木事務所駐車場(予定)

ケースでのお渡しとなるため  
お車でお越しいただくことを推奨します

**4**

各地域団体で花壇づくり

**5**

事業実績報告書類の提出  
提出先は 1 と同じです

①  
事業報告書  
様式第6号

②  
実施状況  
報告書  
様式第7号

花壇づくりの様子・完成した花壇のお写真等のご提供をお願いします。  
※いただいた写真は今後の広報に使用させていただきます。予めご了承ください。

## GREEN×EXPO 2027 瀬谷 応援プログラムとは？

開催地の地元・瀬谷で皆様が行う  
機運醸成の取組を当協議会が支援します。  
右のロゴの使用・当協議会HPでのPRも  
あわせてご活用ください！



詳しくは右の二次元コード  
または  
【瀬谷応援プログラム】  
で検索🔍



## 横浜グリーンエキスポ開催半年前記念イベント 「SEYA 花むすびフェア ～未来へのバトン～」の開催について

### 1 概要

横浜グリーンエキスポ開催半年前を記念し、「万博」をテーマとしたトークショーをはじめ、脱炭素について楽しく学べるボードゲーム大会、瀬谷の花写真展、花をモチーフにしたワークショップなど、子どもから大人まで楽しみながら、横浜グリーンエキスポのテーマである「花・緑・脱炭素」に親しんでいただける内容のイベントを実施します。

トークショーは、6 月 22 日に開催した大阪市此花区と横浜市瀬谷区の連携キックオフイベントをきっかけにご縁をいただいた、「万博を訪れた最多日数」としてギネス世界記録に認定され、「万博おばあちゃん」の愛称で親しまれる山田 外美代（やまだ とみよ）さんをゲストにお迎えします。

詳細は、瀬谷区ホームページ（8 月末頃）及び広報よこはま瀬谷区版 9 月号に掲載予定です。

### 2 実施日時・会場

- （1）日時：9 月 12 日（土）10 時～15 時
- （2）会場：相鉄ライフ三ツ境 3 階・4 階

### 3 主な実施内容（予定）

- （1）「万博おばあちゃん」によるスペシャルトークショー  
（午前・午後、各 30 分を予定）
- （2）脱炭素ボードゲーム大会
- （3）瀬谷の花をテーマにした写真展
- （4）花をモチーフにしたワークショップ
- （5）横浜グリーンエキスポの最新情報紹介
- （6）公式グッズ販売
- （7）えらぶゆりの球根配布

【担当】区政推進課企画調整係 佐藤（佳）・明地  
電話：367-5632 FAX：365-1170  
E-mail：se-kikaku@city.yokohama.lg.jp



# 横浜国際園芸博覧会 瀬谷区推進協議会 ニュース

第9号



2027年に旧上瀬谷通信施設で開催される横浜グリーンエキスポ(2027年国際園芸博覧会)を地元瀬谷から盛り上げるために発足した横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会の取組を発信します！

## 開催が近づく！ 8年度の取組をご紹介します

### エキスポ開催に向けて 花いっぱいのまちへ 花壇づくりに花苗など無料配布します

地域の団体の皆さんに、花壇づくりをもっと楽しんでいただけるよう、花苗の配布を今年度も実施します。令和6年度からスタートしたこの取組は、多くの地域団体の皆さんにご参加いただき、各地で花壇づくりが広がっています。皆さんのご協力のおかげで、まちの中に花が増え、明るく彩られてきました 🌸

今回も花苗は2期に分けてお配りし、あわせて花壇用のプレート等もお渡しします。

また、花に親しむきっかけとして、新たに「花苗・プランター・肥料」をセットにした配布も始めます。

さらに、開催年である2027年の夏に向けて、区内を花でいっぱいにすることを目指し、第2期の花苗配布にお申し込みいただいた皆さんには花の種もあわせてお配りします 🌱



上瀬谷小学校の花壇

ポイント

#### 1 選べる2タイプ

すでに花壇づくりを楽しんでいる団体におすすめ



季節のお花

はじめて花壇づくりに取り組みたい団体におすすめ



季節のお花とプランター、肥料等のセット

内容は変更となる場合がございます

ポイント

#### 2 花の種もプレゼント

第2期にお申し込みいただき、花苗を受け取る団体には、花の種もお渡しします！

#### 【花苗等の無料配布スケジュール】

|     | 募集          | 配布予定        |
|-----|-------------|-------------|
| 第1期 | 7月27日～8月28日 | 10月下旬～11月上旬 |
| 第2期 | 11月下旬予定     | 3月上旬        |

※応募多数の場合は抽選となります。予めご了承ください。

これからも、地域の皆さんと一緒に、花を通じて心が和むまちづくりを進めていきます。  
ぜひご参加ください！

## 瀬谷応援プログラムに参加して 一緒に機運醸成しませんか

・子どもたちと地域の方による花植えイベント  
・自治会町内会等、地域のレクリエーション など  
横浜グリーンエキスポを盛り上げるために行われる  
瀬谷区発のイベントを応援します！

### 応援プログラムでできること

#### ●協議会オリジナル 応援ロゴマークの使用

広報用のチラシやHPに  
使っていただけます！



#### ●協議会ホームページへの掲載

皆様の取組を掲載し  
PRさせていただきます！

瀬谷から広がる！機運醸成の多彩な取組を発信します



申請は  
こちら！



瀬谷応援プログラム

## 開催のカウントダウンと一緒に！ イベントで瀬谷を盛り上げます！

開催までの節目を記念した企画を今後も区役所  
や地域の皆様と一緒に開催する予定です。  
皆様の参加をお待ちしています！

### 今後の予定

※実際のイベント実施日は  
次にお示しする節目の日から  
前後する場合がございます。

300  
日前

5/23

開催しました！



瀬谷駅前青空カフェに協力

半年前

9/19



過去のイベント(1年前連携イベント)  
のようす

100  
日前

12/9



開催地元・瀬谷で  
みんなで楽しもう

## コラム

### 開催300日前記念企画 横断幕でドレスシング

### & アサガオの輪プロジェクト

区役所に大きな横断幕を掲出！保育園や地区セン  
ターなど、区内の公共施設にも横断幕を掲出し、瀬  
谷区一体でPRを行っています。



こどもログハウス まるたのしろ



区役所

地域の皆様が育てたアサガオ  
の種を集めて、開催300日前  
の節目にオリジナルのパッケー  
ジで配布する企画を実施しまし  
た。

地域のアサガオが、この夏に  
花を咲かせるのが楽しみです。



地域からいただいた種の一部

## GREEN×EXPO 2027とは

GREEN×EXPO 2027は、私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民と共につくる、  
「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。

開催期間

2027年3月19日～9月26日

開催地

神奈川県横浜市・旧上瀬谷通信施設

テーマ

幸せを創る明日の風景 Scenery of the Future for Happiness

開催者

公益社団法人2027年国際園芸博覧会

公式HP



【作成】横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会事務局(横浜市瀬谷区区政推進課)  
〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190  
TEL:045-367-5632 FAX:045-365-1170  
E-mail:se-suishinkyo@city.yokohama.lg.jp



せやまる

推進協議会の  
様々な取組を  
発信しています

瀬谷区連合町内会長  
瀬谷区自治会町内会長 各位

福祉保健課長

民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦手続きに関するアンケート  
集計結果と対応策について(報告)

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦並びに活動に御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、令和8年2月の定例会でご依頼した標記アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。その結果について、下記のとおりご報告いたします。

いただいた貴重なご意見をもとに、今後検討を進めていく取組についてお示しいたします。

今後も推薦手続きについて皆様のご意見を伺いながら進めてまいりますので、民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充に向け、引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

## 1 概要

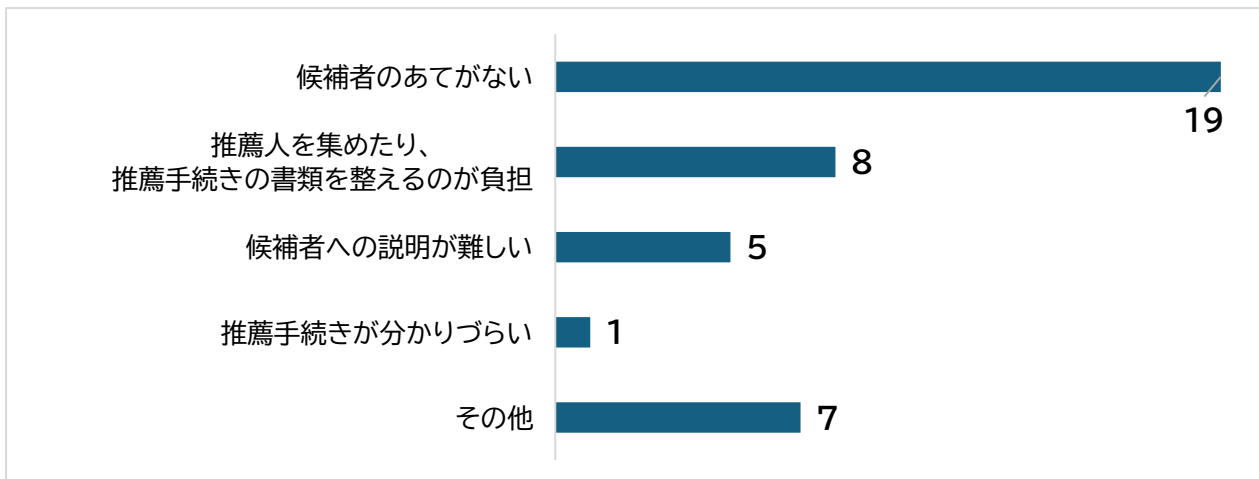
- (1) 調査期間 令和8年2月18日(水)～ 3月27日(金)
- (2) 対 象 連合町内会長、自治会町内会長  
(居住者無、掲示板のみ自治会等除く)155人
- (3) 回答方法 電子申請およびアンケート用紙
- (4) 回答者数 25人



## 2 結果

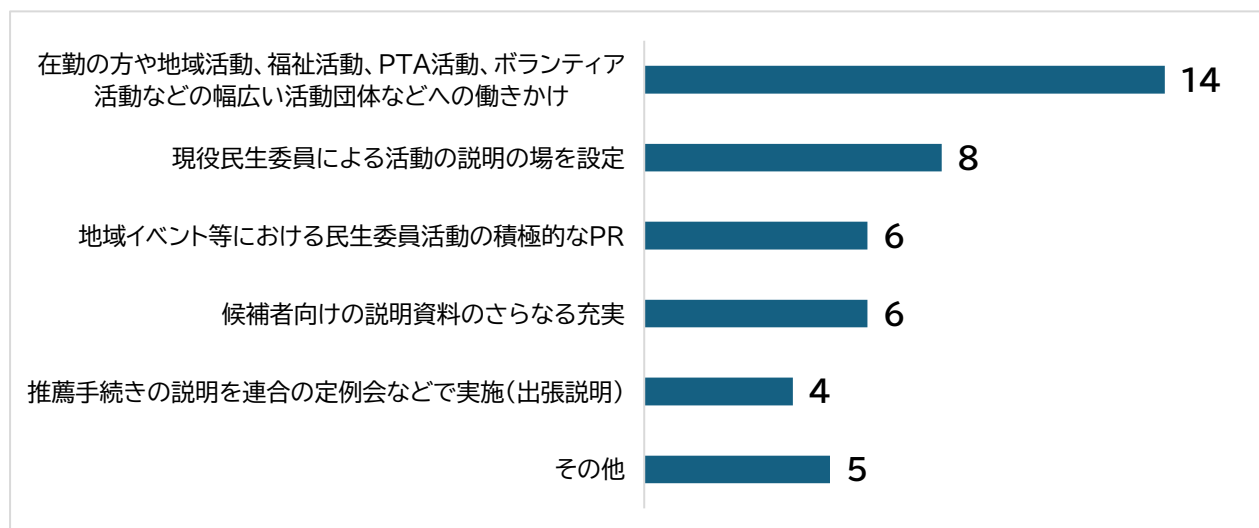
### (1) 推薦活動で感じている課題

- ・「候補者の確保が困難」が8割弱
- ・次いで「推薦人を集めることや、推薦手続きの書類を整えるのが負担」
- ・その他の意見として「委員の活動負担の重さ」「制度・条件の現状とのミスマッチ」「誰を選んでも良いというわけではないので困難」など



### (2) あると良いと思う取組

- ・「在勤の方や地域活動、福祉活動、PTA 活動、ボランティア活動などの幅広い活動団体などへの働きかけ」が5割強
- ・その他の意見として「委員活動の意味と何をしているのか知らせては」「連合行事などの地域での活動負担の見直し」「法人や学生など地域以外への人材確保の働きかけ」



(3) 推薦手続きの説明資料について

|          | 人数 | 主な理由                                 |
|----------|----|--------------------------------------|
| 分かりやすかった | 16 | 全体像を把握しやすかった<br>書類によりおおむね理解できた       |
| どちらでもない  | 7  | 理解できるが資料が多いので簡素化してほしい<br>制度自体への疑問がある |
| 分かりにくかった | 2  | 制度趣旨や地域での推薦に納得できない<br>基準や条件が分かりにくい   |

(4) 動画について

|     | 人数 |
|-----|----|
| 見る  | 15 |
| 見ない | 10 |

(5) 説明会について

|                     | 人数 | 備考                                          |
|---------------------|----|---------------------------------------------|
| 参加した                | 5  | 理解が深まった<br>意見交換がしたかった<br>なお分かりにくい部分が残った     |
| 参加しなかった             | 16 | 都合が悪かった<br>開催することを知らなかった<br>経験があり把握しているので不要 |
| 説明会があることを<br>知らなかった | 4  |                                             |

(6) 自由意見

- ・委員の負担軽減や役割分担が必要ではないか。また、自治会から選出する必要がないのでは。
- ・会費を負担させているのはどうか。給与を支払ってはどうか。
- ・自治会役員のなり手がいないのに任期3年ではなり手がいない。
- ・推薦準備会の簡素化が必要。
- ・委員の活動内容を自治会町内会に周知する機会がない。活動の重要性をPRする必要がある。
- ・区役所は地域の声に耳を傾けてほしい。
- ・信頼できる方に誠意をもってお願いし、快く引き受けてもらった。日頃から人材を把握しておくことの重要性を改めて痛感した。
- ・令和7年12月から委員になられた方が気持ちを新たに活動されることを期待する。

### 3 対応策について

#### (1) 委員活動の幅広い層への周知

- ・民生委員・児童委員月間のパネル展における PR 活動の強化【5月実施済、継続予定】
- ・区内高校写真部と連携した、若い視点での委員活動の広報により、幅広い世代に委員活動を知ってもらう【現在実施に向け調整中】
- ・地区の会合などでの事務局や委員による活動の説明【随時実施中】

#### (2) 委員推薦手続きにおける支援

- ・動画を活用したわかりやすい推薦手続き資料の提供  
【令和7年一斉改選から実施；次期一斉改選に向けてさらに改善をはかっていく】
- ・欠員のある自治会町内会等への個別ヒアリングと状況把握【随時実施中】
- ・定例会等での制度や推薦手続きの出張説明【随時実施中】
- ・次期改選を見据えた推薦要件見直しの市等への要望

#### (3) 新たな人材の発掘

- ・各種地域団体の定例会での説明等による働きかけ
- ・法人、学生なども含めた人材発掘の検討

#### (4) 委員の活動負担軽減

- ・活動報告の電子化導入に向けた検討【各地区定例会に出向き説明実施中】
- ・バトンタッチサポーター制度【令和7年一斉改選時実施】による支援体制、新たなバックアップ体制(協力員など)の検討
- ・年間スケジュールの見える化などによる就労等との両立支援

<問合せ先>

瀬谷区福祉保健課 担当:和田・藤内・久保田

電話:045-367-5710 FAX045-365-5718

se-minji@city.yokohama.lg.jp



地区連合町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について(依頼)

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動への御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本年12月の欠員補充が必要な地区におかれましては、大変お手数をおかけしますが、推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。なお、該当する自治会町内会へは、7月末までに瀬谷区福祉保健課から依頼文及び必要書類をお送りします。

また、年齢要件の特例に該当する委員(民生委員・児童委員のみ)が活動されている地区におかれましては、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

ご要望があれば職員が地区の会合等に伺いご説明いたしますのでお気軽にご相談ください。

1 候補者の推薦について

|            | 民生委員・児童委員                                                                   | 主任児童委員                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 推薦母体       | 自治会・町内会                                                                     | 地区連合町内会                                        |
| 候補者の人選     | 「役割と活動(別紙1)」及び資格要件((別紙2)に記載)参照<br>役割や地区での活動概要については「紹介用ちらし(別紙3)」をご活用ください。    |                                                |
| 推薦人の選任     | 自治会町内会及び地区民生委員児童委員協議会の代表を含む5人～10人                                           | 地区連合町内会地区及び地区民生委員児童委員協議会の代表を含む5人～10人           |
| 推薦準備会の開催   | 過半数の推薦人の出席が必要<br>自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席必須                               | 過半数の推薦人の出席が必要<br>地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席必須 |
| 推薦準備会の開催時期 | [今回]令和8年12月1日付 欠員補充 → 令和8年8月～9月初旬<br>(※参考:[次回]令和9年7月1日付 欠員補充 → 令和9年3月～4月中旬) |                                                |
| 内申書類の作成・提出 | <b>★候補者内申書類の提出期限:9月11日(金)</b><br>提出書類が整い次第、早めの御提出に御協力ください。                  |                                                |

※推薦手続については、前回(令和8年2月区連会定例会依頼時)から変更ありません。  
詳細は、別紙2を御覧ください。

2 添付資料

- (1) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動(別紙1)
- (2) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続(別紙2)
- (3) 紹介用ちらし(別紙3)

<問合せ先>

瀬谷区福祉保健課 担当:和田・藤内・久保田  
電話:045-367-5710 FAX045-365-5718

## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

### 【活動費の支給】

**年間 70,200 円**

---

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

### 【会費の負担】

**年間 6,000 円 （令和8年度の場合） ※4月1日時点で在籍の方**

---

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

（※年間 7,500 円の会費に横浜市から補助金があてられ、本人負担分は 6,000 円となっています。）



## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

|                                            | 民生委員・児童委員                                                                                                                                                                                                                                                   | 主任児童委員                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 資格要件                                    | <div> <div> 18 歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul> </div> </div> |                                                                                                                                                                                                                                         |
| ①適任者                                       |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                         |
| ②年齢要件<br>(基準日)<br>令和 8 (2026) 年<br>4 月 1 日 | <p>◆新任            <b>7 4 歳</b> までの方<br/>(昭和 26 年 4 月 2 日以降出生)<br/>※できるだけ 68 歳 (昭和 32 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします</p> <p>◆元職            <b>7 4 歳</b> までの方<br/>(昭和 26 年 4 月 2 日以降出生)</p>                                                                       | <p>◆新任            <b>5 8 歳</b> までの方<br/>(昭和 42 年 4 月 2 日以降出生)<br/>※できるだけ 54 歳 (昭和 46 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします</p> <p>◆元職            <b>6 4 歳</b> までの方<br/>(昭和 36 年 4 月 2 日以降出生)<br/>※できるだけ 60 歳 (昭和 40 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします</p> |
| ③居住要件                                      | <div>原則、担当地域内に居住する方</div>                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2. 任期                                      | <div> <b>3 年（一斉改選時の委嘱委員の任期）</b><br/>         なお、今回（令和 8 年 7 月依頼）にて推薦いただいた方の任期は<br/>         令和 8 (2026) 年 12 月 1 日から令和 10 (2028) 年 11 月 30 日までとなります。       </div>                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3. 推薦主体                                    | 地区推薦準備会                                                                                                                                                                                                                                                     | 連合地区推薦準備会                                                                                                                                                                                                                               |
| ①設置の単位                                     | 主に自治会町内会を単位とします。                                                                                                                                                                                                                                            | 主に地区連合町内会を単位します。<br>(地区民児協を単位とします。)                                                                                                                                                                                                     |
| ②構成                                        | 推薦人 5 ～ 1 0 人                                                                                                                                                                                                                                               | 推薦人 5 ～ 1 0 人                                                                                                                                                                                                                           |
| ③構成員<br>(推薦人)                              | 自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方<br><u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>                                                                                                                                                                    | 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方<br><u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>                                                                                                                                              |
|                                            | <div>         地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。       </div>                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                         |

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

## 開催までの準備

### ・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。  
取扱いには十分注意してください。

### ・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。  
「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

### ・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

## 開 催

### ①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

### ②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

### ③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

### ④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

## 候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1)「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2)「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3)「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

## 1 基本情報

### (1) 民生委員・児童委員とは？

厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。  
訪問等を通じて、担当地域の生活上の困りごとの相談に乗り、利用できる福祉サービスの情報を提供しています。

- 瀬谷区では約 140 人（令和 8 年 7 月現在）が支え合いながら活動しています。
- 任期は 3 年間（※今回の欠員補充は令和 8 年 12 月～令和 10 年 11 月末まで）で

### (2) どんな活動をしているの？



※ 次のようなご相談は民生委員・児童委員の役割ではありません。

- ×身の回りの世話をしてほしい
- ×お金を貸してほしい
- ×子どもを預かってほしい
- ×保証人になってほしい
- ×救急車へ同乗してほしい

### (3) どんな人が活動しているの？



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！  
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、  
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいのですが、365 日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、  
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



#### (4) 私の住む地区ではどれくらい活動しているの？

##### 【○○○○○地区の標準的な活動例】

| 月毎の定例的な活動                                                                                        | その他会議・研修・訪問等                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <b>定例会</b><br>毎月 第4木曜日 午後<br><b>高齢者お楽しみ会</b><br>偶数月 第1水曜日 午前<br><b>子育ておしゃべり会</b><br>奇数月 第2火曜日 午前 | <b>瀬谷区の民生委員全体の会議、研修等</b><br>全体会議・研修(年1回) その他研修(年1～2回) |

該当する自治会町内会長に送付する際には、候補者が活動の内容等をイメージいただけるよう、地区での具体的な活動概要を記載します。候補者への説明等に御活用ください。

者へ訪

その他、各サロン・イベントの準備や地域の方からの相談、区役所から個別に訪問の依頼が入ることがあります。



## 2 活動費の支給と会費のご負担について

＜活動費の支給＞ 年間 70,200 円（令和8年度実績）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てていただくため、横浜市から活動費を年2回に分けて支給しています（給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です）。

＜会費のご負担＞ 年間 6,000 円（令和8年度実績）※4月1日時点で在籍の方

民生委員・児童委員は就任と同時に横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）及び市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）の会員となります。市民児協では活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。また、市社協・区社協でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織の事業は市補助金と会員の皆様にご負担いただく会費にて運営されています。

## 3 自治会町内会からの一言

民生委員・児童委員は地域に欠かせない存在で、自治会町内会と連携して活動しています。無理のない範囲で活動していただくよう、よろしくお願いします。

令和 8 年度地域の担い手創出支援事業  
「自治会町内会担い手づくり講座」の実施について（ご案内）

1 趣旨

自治会町内会の会長や役員の皆さまにおかれましては、日頃から地域の様々な活動にご尽力くださり感謝申し上げます。

令和 8 年度も自治会町内会の会長や役員の皆さまを対象に、役員のなり手不足や会員の高齢化という顕在化してきている課題に対し、新たな参加者を増やすための工夫や、具体的事例を踏まえた効果的な手法について、自治会町内会運営のヒントとしていただくための講座を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 講座の概要

地域の担い手を増やすきっかけとなるような、誰もが関わることのできる「小さな参加のかたち」の考え方や実践事例をご紹介します。

(1) 講師

大塚 朋子氏（NPO 法人 こまちぷらす理事）

地域における多様な主体との関わりや、地域の担い手を増やすきっかけづくりなどについてお話しいたします。

落合 稔氏（東京都大田区 田園調布西町会会長）

実際の自治会・町内会活動のご経験を交えながら、新たな担い手づくりや参加促進の工夫について、実践事例をお話しいたします。

(2) 日時・会場

- ① 9 月 5 日（土） 14 時～16 時【かながわ県民センター】
- ② 9 月 10 日（木） 14 時～16 時【サンハート（旭区民文化センター）】
- ③ 9 月 16 日（水） 14 時～16 時【港南公会堂】
- ④ 9 月 29 日（火） 14 時～16 時【緑公会堂】

## 4 申込み方法等

### (1) 申込み方法

電子申請システムでの申請または  
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。



▲電子申請システム  
(お申込みはこちらから)

### (2) 申込期限：令和8年8月14日（金）まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、  
ご希望の回に参加いただけない場合のみ、8月28日（金）までにメールでご連絡いたします。  
(定員に満たない場合は、引き続き受け付けます)

### (3) 申込み・問合せ先

各区地域力推進担当  
(申込み・問合せ先の詳細は、添付のチラシをご参照ください)

## 5 添付資料

チラシ：「気軽な参加から広げよう！ 自治会町内会担い手づくり講座」  
※本市ホームページにも掲載します。



▲令和8年度地域の担い手創  
出支援事業ホームページ

## 6 令和7年度の開催実績（参考）

昨年度は「防災」をテーマに、地域のつながりづくりを目的とした講座を実施しました。  
収録動画を市のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

### 参加者の感想

- ・今後の自治会活動の参考になった。
- ・地域の皆さんにどのように自治会活動に関わってもらおうかを考える機会になった。
- ・自分の自治会や周りの友人等へ内容を共有したいと思った。



▲令和7年度地域の担い手創  
出支援事業ホームページ

市民局地域活動推進課  
担当 大内、小池  
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734  
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp



申込  
期限

令和8年8月14日(金)まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加  
いただけない場合のみ、8月28日(金)までにメールでご連絡いたします。

※定員に満たない場合は、引き続き受付

## 受講対象者

市内自治会町内会の会長や役員等の皆さま  
(自治会町内会で活動している方、地域活動に取り組んでいる方も可)

## 申込方法

電子申請システムでの申請または下記【申込事項】を記入の上、  
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。

電子申請システムにてお申込みの方

横浜市電子申請システム ▶ 手続き一覧(個人) ▶ 自治会町内会担い手づくり講座 で検索

## 申込事項

- ①希望する会場・日時 ②自治会町内会名 ③役職名 ④参加人数  
⑤名前(漢字) ⑥名前(ふりがな) ⑦電話番号 ⑧メールアドレス



こちらの  
二次元コードから  
お申し込み

## お問合せ・申込先(各区地域力推進担当)

|                                                                      |                                                                     |                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| <b>青葉区</b><br>☎045-978-2286<br>✉ao-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp  | <b>港南区</b><br>☎045-847-8383<br>✉kn-chiiki@city.yokohama.lg.jp       | <b>戸塚区</b><br>☎045-866-8328<br>✉to-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp   |
| <b>旭区</b><br>☎045-954-6028<br>✉as-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp   | <b>港北区</b><br>☎045-540-2247<br>✉ko-chikara@city.yokohama.lg.jp      | <b>中区</b><br>☎045-224-8136<br>✉na-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp    |
| <b>泉区</b><br>☎045-800-2333<br>✉iz-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp   | <b>栄区</b><br>☎045-894-8936<br>✉sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp      | <b>西区</b><br>☎045-320-8319<br>✉ni-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp    |
| <b>磯子区</b><br>☎045-750-2398<br>✉is-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp  | <b>瀬谷区</b><br>☎045-367-5789<br>✉se-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp | <b>保土ヶ谷区</b><br>☎045-334-6380<br>✉ho-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp |
| <b>神奈川区</b><br>☎045-411-7026<br>✉kg-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp | <b>都筑区</b><br>☎045-948-2474<br>✉tz-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp | <b>緑区</b><br>☎045-930-2237<br>✉md-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp    |
| <b>金沢区</b><br>☎045-788-7809<br>✉kz-tiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp   | <b>鶴見区</b><br>☎045-510-1678<br>✉tr-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp | <b>南区</b><br>☎045-341-1239<br>✉mn-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp    |

※FAXでお申込みをご希望の方は、市民局地域活動推進課宛てにお送りください。☎045-664-0734

※お申込みにあたりいただいた個人情報は、本事業以外には使用いたしません。

自治会町内会の  
会長や役員等の  
皆さまへ

令和8年度

参加  
無料

気軽な参加から広げよう!

# 自治会町内会 担い手づくり講座

「関わり方」を工夫することで、  
担い手を増やすきっかけとなるかもしれません。  
本講座では、誰もが関わることのできる  
「小さな参加のかたち」の考え方や  
実践事例を学ぶことができます。



|   | 日程       | 時間                        | 会場                   |
|---|----------|---------------------------|----------------------|
| 1 | 9月5日(土)  | 14:00~16:00<br>(受付13:30~) | かながわ県民センター           |
| 2 | 9月10日(木) | 14:00~16:00<br>(受付13:30~) | サンハート<br>(旭区民文化センター) |
| 3 | 9月16日(水) | 14:00~16:00<br>(受付13:30~) | 港南公会堂                |
| 4 | 9月29日(火) | 14:00~16:00<br>(受付13:30~) | 緑公会堂                 |

※講座内容は、各会場同じです。

電子申請システムでの  
お申込みはこちらから



申込  
期限

令和8年  
8月14日(金)まで

主催：市民局地域活動推進課 委託先：株式会社イータウン



## 日時・会場・定員

**1**

**日時** 令和8年9月5日(土)  
14:00～16:00(受付13:30～)

**会場** **かながわ県民センター**  
神奈川区鶴屋町2-24-2  
「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分

**定員** 150名

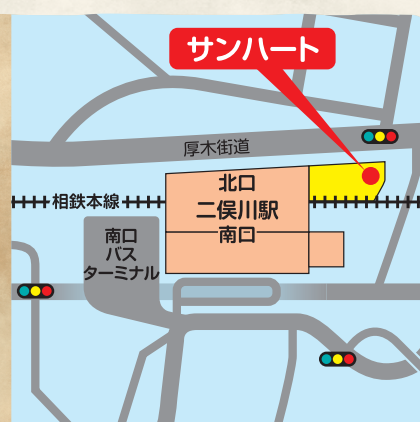


**2**

**日時** 令和8年9月10日(木)  
14:00～16:00(受付13:30～)

**会場** **サンハート(旭区民文化センター)**  
旭区二俣川1-3  
相鉄本線「二俣川駅」北口から徒歩1分

**定員** 100名

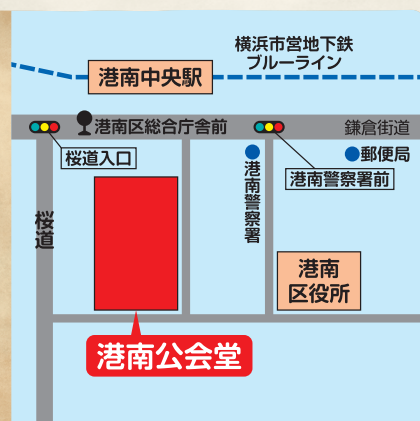


**3**

**日時** 令和8年9月16日(水)  
14:00～16:00(受付13:30～)

**会場** **港南公会堂**  
港南区港南中央通10-1  
市営地下鉄ブルーライン「港南中央駅」1番出口から徒歩1分

**定員** 100名



**4**

**日時** 令和8年9月29日(火)  
14:00～16:00(受付13:30～)

**会場** **緑公会堂 緑区寺山町118**  
JR横浜線／市営地下鉄グリーンライン「中山駅」南口または2番出口から徒歩5分

**定員** 100名



●会場ごとに定員があります。●講座内容は、各会場同じです。  
※講座の様子を撮影し、HPや広報に掲載する場合がありますのでご了承ください。

## 講座内容・講師紹介

／考え方から実践まで学ぶ／

# 自治会町内会 担い手づくり講座

本講座では、地域の担い手を増やすきっかけとして、

### 「小さな役割づくり」 「出来る範囲での参加を認め合う仕組み」

など、具体的な考え方や実践事例をご紹介します。

#### 講師

**大塚 朋子 氏**  
NPO法人こまちぶらす理事



自身も子育て中にこまちぶらすにボランティアとして関わり、後にスタッフになる。こまちぶらすでは、ボランティアコーディネートや多様な方々との対話の場の企画、企業・商店との協働事業、居場所づくり講座等を担当。出産前は、障害者支援・地域ケアプラザにて地域活動支援や高齢者支援の業務に携わる。社会福祉士・精神保健福祉士。

#### 講師

**落合 稔 氏**  
東京都大田区  
田園調布西町会会長



多摩川近くの閑静な住宅地にある900世帯の町会の会長。「住みよい街・住みたい街」にしていきたいために、住民の声を反映した町会運営を目指し、アンケート調査を実施。同時に防災及び町会運営のサポーターを募集したところ、50名近くが集った。サポーターの強みを活かせる活躍の場を創出するなど、住民参加型の地域運営に取り組んでいる。

※講座の内容は予定です。変更になる場合があります。

#### アドバイザー 派遣の ご案内

**講座で学んだことを一緒に実践しませんか**  
自治会町内会の皆さまが抱える運営の悩みに寄り添いながら、担い手づくりの実践に向けた企画や活動をサポートをします。  
ご興味のある方は、会場にてスタッフにお問い合わせください。





参加募集

# 活動と地域をつなぐ マッチング交流会



～いつもの活動×身近な地域＝新しいつながり～

地域をもっと元気にしたい。そんな思いを持つ自治会・町内会と  
市民活動団体が出会い、お互いの強みやアイデアを持ち寄る交流会です

## 地域団体

- ☒ 地域行事をもっと盛り上げたい
- ☒ 子育て世代とつながりたい
- ☒ 新しい担い手を見つけたい

## 活動団体

- ☒ 活動の幅、活動の場を広げたい
- ☒ 地域とつながりたい
- ☒ 他団体と協力したい

日時  
場所

9/27(日) 14:00～16:00  
瀬谷区役所 5階 大会議室

募集

## 区内で活動する団体 (1団体3人まで)

- ・自治会町内会 (委嘱委員単位での申込み可)
- ・地区社会福祉協議会
- ・区民活動センター登録団体
- ・地域活動を行う法人 など

定員  
20団体

申込

8/14 (金) 締切

- ・電子申請システム
- ・電話、メール、窓口  
(必要事項: 団体名、活動内容、参加者名、電話番号)



電子申請申込  
二次元コード

【申込・問合せ】

瀬谷区民活動センター



045-369-7081

se-kukatsu@city.yokohama.lg.jp

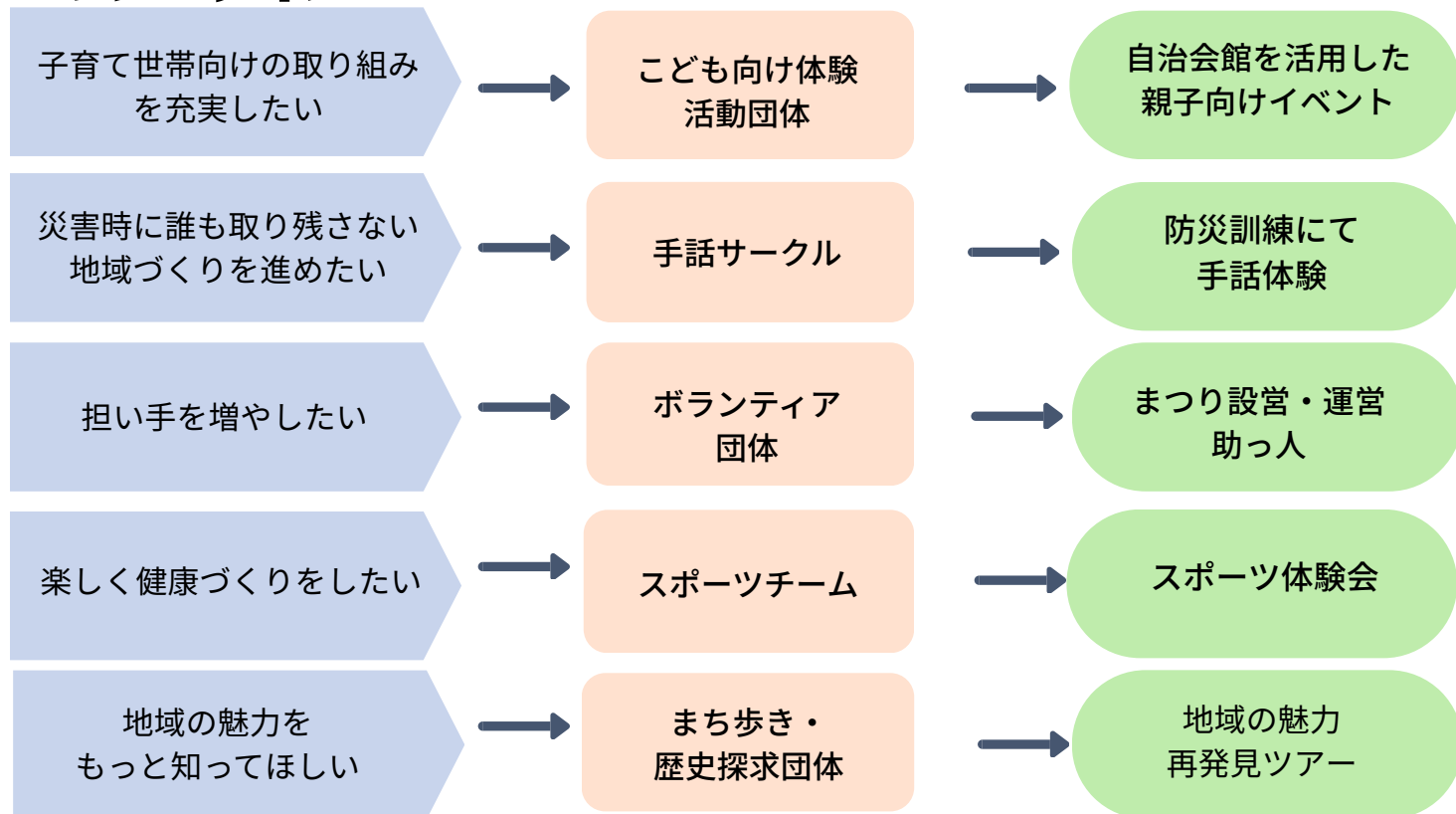
瀬谷区二ツ橋町469 セやまるふれあい館 2階



# こんな出合いが生まれるかも

地域の「やりたいこと」と活動団体の「こんな活動をしたい」が  
出会うことで、新しい地域活動やイベントが実現できるかも

## マッチングイメージ



## マッチングの流れ

### 【交流会当日】

活動紹介

グループ交流

アイデア交換

マッチング

活動スタート

### 【交流会後】

フォロー

打合せ場所の提供、活動相談、  
団体紹介、情報発信支援 等

区民活動センターが  
サポートします

## ファシリテーター

たかば かずよ

竹迫 和代 氏

公益財団法人  
かわさき市民活動センター  
理事長  
共創ファシリテーター



自治会・町内会や市民活動団体など、  
多様な主体をつなぐ共創ファシリテーター。参加者同士の対話を大切にし、  
新たな出合いや協働のきっかけづくり  
を支援している。

瀬谷区民活動センター



登録団体紹介も  
こちらのホームページから

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

## お試しのつもりが 定期購入だった!

動画サイト広告を見て「お試し980円・定期縛りなし」と表示された美容クリームを注文した。2回目の商品と請求書が届き、**定期購入**と分かったので解約したい。

(相談者：60歳代女性)

「**1回限り**」のつもりが、実際は「**定期購入**」だった。という相談が増えています。「**定期縛りなし**」は「**最低購入回数の指定がない定期購入**」の可能性があります。

注文する前に、必ず最終確認画面で「**最低購入回数・支払総額・解約方法**」など**契約条件を確認**しましょう。

### ⚠️トラブル防止のポイント

- ✓ 広告画面や最終確認画面はスクリーンショット等で証拠として保存する!
- ✓ 1回限りで解約すると、定価との差額を請求される場合もあるので注意する!
- ✓ 定期購入は商品の受取拒否や返品をただけでは解約にならないので注意する!



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666

( 平日 9:00~18:00  
土・日 9:00~16:45 )



あなたが撮った”瀬谷の花”を展示しませんか!

# 瀬谷の花写真 募集!

～横浜グリーンエキスポ半年前記念イベント～



## 【応募について】

**8/31(月) 応募締切**

- ・ 募集テーマ：瀬谷の花写真
- ・ 応募できる方：瀬谷区在住・在勤・在学の方
- ・ 応募作品：瀬谷区内で撮影した、自作・未発表の写真
- ・ 応募点数：1人1点まで

## 【作品の展示について】

- ・ 展示日：令和8年9月12日(土)
- ・ 時 間：10:00～20:00
- ・ 会 場：相鉄ライフ三ツ境内

- ・ 展示日：令和8年9月18日(金)
- ・ 時 間：11:00～14:00
- ・ 会 場：瀬谷公会堂ホワイエ

「昼ドキイベント・せや」講堂にて同日開催

## 応募者限定

**来場特典あり!**

9/18展示日にご来場の  
応募者(先着100名様)に  
クリアファイルを  
プレゼントします!

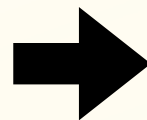
## 【申 込】

- ・ 横浜市電子申請システム

(詳細は電子システム内の案内でご確認ください。)

【問合せ】 瀬谷区民活動センター 電話045-369-7081

【後 援】 GREEN×EXPO協会



応募はこの  
二次元コードから



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷



令和8年度

# 昼ドキ♥イベント・せや

毎月1回、地域で活躍しているグループが、日頃の成果を発表します。

場所

瀬谷公会堂 講堂（瀬谷区ニツ橋町190）

時間

12:00～13:30

※11:40開場

来て

観て

聴いて

協力：相鉄企業株式会社

8月21日（金）12:00～13:30

1組

フラワーフェアリーズ

“キッズハーモニー”



2組

瀬谷新体操サークル

“新体操”



3組

LINO

ボイストレーニング  
スクール

“歌声広場”



【併設イベント】

★健康フェア★

最近の自分、元気かな？  
～地域de健康チェック～

8月21日（金）

11:00～14:00

@公会堂ホワイエ

- ・骨密度測定
- ・滑舌測定 他

（協力）

瀬谷区役所

福祉保健課健康づくり係

9月18日（金）12:00～13:30

1組

ローゼン・カヴァリエ

“斉唱”



2組

コール・ヴィヴァーチェ

“合唱”



3組

さえずり・月の会

“オカリナ演奏”



【併設イベント】

@公会堂ホワイエ

★健康体操（8月～10月）

～体をほぐそう～

11:00～11:40

協力：横浜市中屋敷地域ケアプラザ

瀬谷の“花”写真展（9月）

～横浜グリーンエキスポ  
半年前記念イベント～

11:00～14:00

★お人形で遊んじゃおう

（10月）

11:30～12:00

by いちにのさん

協力：瀬谷区地域子育て支援拠点  
「にこてらす」

10月16日（金）12:00～13:30

1組

せやあじさいコーラス

“女声コーラス”



2組

瀬谷混声合唱団

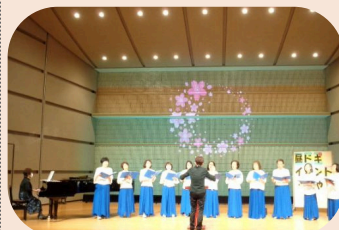
“混声合唱”



3組

らっかせい  
楽歌声

“女声合唱”



主催：瀬谷区民活動センター

📍 瀬谷区ニツ橋町469

せやまる・ふれあい館2階

☎ 045-369-7081



※ イベントの内容は予告なく  
変更となる場合があります。  
あらかじめご了承ください。